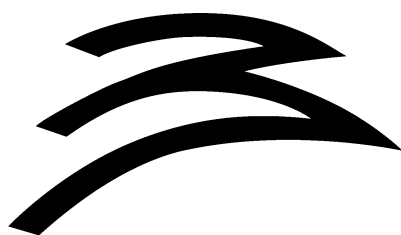


第8次宮崎市行財政改革大綱

平成30年度（2018年度）

～ 令和4年度（2022年度）

（改訂版）



宮 崎 市

平成30年（2018年）4月

（令和3年（2021年）4月改訂）

はじめに

本市は、第五次宮崎市総合計画前期基本計画の第4章「健全な行財政運営の確保に向けた取組」の主要施策を実施するための計画として、平成30年4月に「第8次宮崎市行財政改革大綱」を策定しました。

大綱においては、行財政改革の基本的な視点として、①効率的で効果的な行政経営、②投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」、③職員の資質向上と機能的な組織体制の確立、④情報化の推進と広報広聴機能の充実の4つを設定するとともに、4つの基本的な視点の根幹を成す共通視点として「公民連携の推進」を設定しました。

また、大綱については、社会情勢の変化に対応し、時代に即した改革に取り組むため、取組期間の中間年度である令和2年度に、中間見直しを行うこととしておりました。

令和元年度(2019年度)末からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大をはじめ、本市を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、真に必要な行政サービスを持続的に提供し、本市が将来にわたって発展し続けるためには、更なる行財政改革の推進が必要となることから、このたび、「第8次宮崎市行財政改革大綱(改訂版)」を策定しました。

改訂版では、「第8次宮崎市行財政改革大綱」の体系や各実施項目を発展的に継承するとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を反映したほか、特にAI・RPAをはじめとするICTを導入し、行政のデジタル化を積極的に推進するなど、大綱の終期である令和4年度(2022年度)までの2年間で、更なる行財政改革に計画的に取り組むこととしています。

今後、改訂版に基づき、実施項目を計画的に実行することで、「健全な行財政運営の確保」につなげてまいります。

令和3年(2021年)4月

宮崎市長 戸敷 正

目 次

	ページ
はじめに	
第 1 これまでの行財政改革の取組	1
第 2 取り巻く環境の変化	2
(1) 宮崎市の将来推計人口	
(2) 公共施設等の維持管理の見通し	
(3) 宮崎市の今後の財政見通し	
第 3 本大綱の位置付け	5
第 4 行財政改革を進める上での 4 つの基本的な視点と共通視点	5
第 5 取組期間	6
第 6 基本計画（具体的な施策）	7
<u>1 効率的で効果的な行政経営</u>	7
(1) 民間事業者の活用等による市民サービスの向上	
(2) 地方分権の推進と住民自治の充実	
(3) 行政評価の推進	
(4) 事務事業等の効率化	
(5) 健全で持続可能な財政運営	
(6) 歳入確保と歳出削減の推進	
<u>2 投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」</u>	9
(1) 需要を見据えた公共施設等サービスの見直し	
(2) 公共施設等の長寿命化の推進	
(3) 民間活力を生かした公共施設等の管理運営	
(4) 公有財産の利活用の推進	
(5) 庁舎機能の充実	
<u>3 職員の資質向上と機能的な組織体制の確立</u>	10
(1) 課題解決に向け行動する職員の育成	
(2) 適正な人員体制と組織の構築	
(3) 給与制度等の見直しと職場環境の整備	
(4) 内部統制の充実・強化	
<u>4 情報化の推進と広報広聴機能の充実</u>	11
(1) マイナンバー制度を活用した市民の利便性の向上	
(2) ICTを活用した業務の効率化	
(3) シティプロモーションによる魅力発信	
(4) 適切な情報公開と広報・広聴活動による市民と行政の信頼関係の構築	
第 7 数値目標	12
第 8 計画の推進に向けて	15
実施計画	16
参考資料	113

第1 これまでの行財政改革の取組

昭和61年2月 宮崎市行政改革大綱（第1次）
（1986年）

平成8年2月 新宮崎市行政改革大綱（第2次）
（1996年）

平成11年2月 新たな宮崎市行財政改革大綱（第3次）
（1999年）

平成14年2月 宮崎市行財政改革大綱（第4次）
（2002年）
①市民の視点に立った効率的な行財政システムの確立
②市民が求める的確な行政サービスの提供
③市民等との協働によるまちづくりの推進
実施年度 平成14年度（2002年度）～平成16年度（2004年度）
効果額 52億8,800万円

平成17年4月 宮崎市行財政改革大綱（第5次）
（2005年）
①市民との協働による質の高い、最適な公共サービスの提供
②住民自治による地域の特性を活かした公共サービスの提供
③分権型社会・協働型社会に対応した行財政システムの確立
実施年度 平成17年度（2005年度）～平成19年度（2007年度）
平成18年8月 宮崎市行財政改革大綱（一部改訂版）－宮崎市集中改革プラン－
（2006年）
（1市3町合併及び平成17年3月29日付け（総務事務次官通知）「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の作成について」を踏まえ、平成17年（2005年）4月に策定した大綱を一部見直し）
実施年度 平成17年度（2005年度）～平成21年度（2009年度）
効果額 162億7,900万円

平成22年4月 新宮崎市行財政改革大綱（第6次）
（2010年）
①効率的で信頼される行政運営の確立
②健全財政の確立
③市民の視点に立った行政サービスの確立
実施年度 平成22年度（2010年度）～平成24年度（2012年度）
効果額 45億5,000万円

平成25年4月 第7次宮崎市行財政改革大綱（第7次）
（2013年）
①効率的で信頼される行政運営の確立
②健全財政の確立
③市民の視点に立った行政サービスの確立
実施年度 平成25年度（2013年度）～平成27年度（2015年度）

平成28年4月 第7次宮崎市行財政改革大綱（改訂版）
（2016年）
①効率的で信頼される行政運営の確立
②健全財政の確立
③市民の視点に立った行政サービスの確立
実施年度 平成25年度（2013年度）～平成29年度（2017年度）
効果額 54億1,280万円

平成30年4月 第8次宮崎市行財政改革大綱
（2018年）
共通視点：公民連携の推進
①効率的で効果的な行政経営
②投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」
③職員の資質向上と機能的な組織体制の確立
④情報化の推進と広報広聴機能の充実
実施年度 平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）

第2 取り巻く環境の変化

少子高齢化の進行による本格的な人口減少社会の到来に伴う社会保障費の増大や、公共施設・インフラの老朽化による公共施設等の維持管理・更新に係る費用の増加が懸念されています。しかしながら、市税収入の伸びは期待できず、地方交付税等の動向も予測しにくい状況にあります。

また、令和元年度(2019年度)末以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会的・経済的に大きな影響を受けており、「新しい生活様式」とそれを支える強靱で自立的な地域経済を構築するため、「新たな日常」に対応するための事業を推進する必要があります。

このような中、多様化する市民ニーズ、増大する行政需要に的確に対応していくためには、従来型の行財政改革に加え、行政と民間が連携した公民連携*による行財政改革に積極的に取り組む必要があります。

* 公民連携とは、行政と民間が連携して行政サービスの提供を行うことです。行政と民間の関与の度合いにより、外部委託や指定管理者制度から、連携協定や市民協働などまで様々な取組が含まれています。

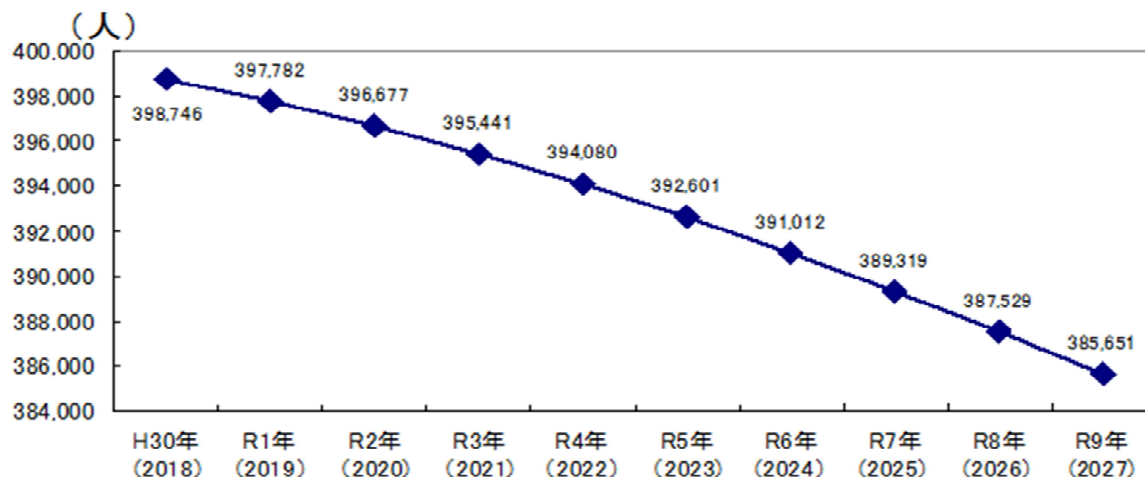
(1) 宮崎市の将来推計人口

平成29年(2017年)10月1日現在の現住人口を基準とした「将来推計人口」では、平成30年(2018年)の本市の人口は、約39万9千人ですが、令和4年(2022年)には約39万4千人に減少する見込みです。

さらに、令和9年(2027年)には、約38万6千人となり、人口減少のスピードは、更に加速することが予測されています。

また、生産年齢人口(15歳から64歳の人口)が減少する一方で、老年人口(65歳以上の人口)は増加する見込みとなっており、平成30年(2018年)には、1人の高齢者(65歳以上)に対して約2.12人の現役世代(15歳から64歳)が支える計算であるのに対し、令和9年(2027年)には、1人の高齢者を約1.80人で支える計算となります。

こうした人口減少社会、少子高齢化への社会構造の変化に対して、先を見据えた行財政改革の取組が求められています。



備考:「将来推計人口」は、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基本に、平成29年(2017年)10月1日現在の現住人口を適用し、コーホート要因法により推計。

将来推計人口における生産年齢人口及び老年人口の推移

	平成30年 (2018年)	令和4年 (2022年)	令和9年 (2027年)
総人口	398,746人	394,080人	385,651人
生産年齢人口 (15歳～64歳)	233,185人	225,349人	217,877人
	58.5%	57.2%	56.5%
老年人口 (65歳以上)	109,798人	116,380人	120,811人
	27.5%	29.5%	31.3%
高齢者1人に対する 現役世代の人数	約2.12人	約1.94人	約1.80人

備考：割合(%)は総人口に対する各人口の割合。

(2) 公共施設等の維持管理の見通し

「宮崎市公共施設等総合管理計画」(平成29年(2017年)2月策定)において、平成28年度(2016年度)からの50年間における公共施設等の修繕更新費用は、総額約1兆6,090億円、年平均約322億円が必要であり、平成25年度(2013年度)から平成27年度(2015年度)の修繕更新費用の年平均事業費(約179億円)の約1.8倍の事業費が必要と試算しています。

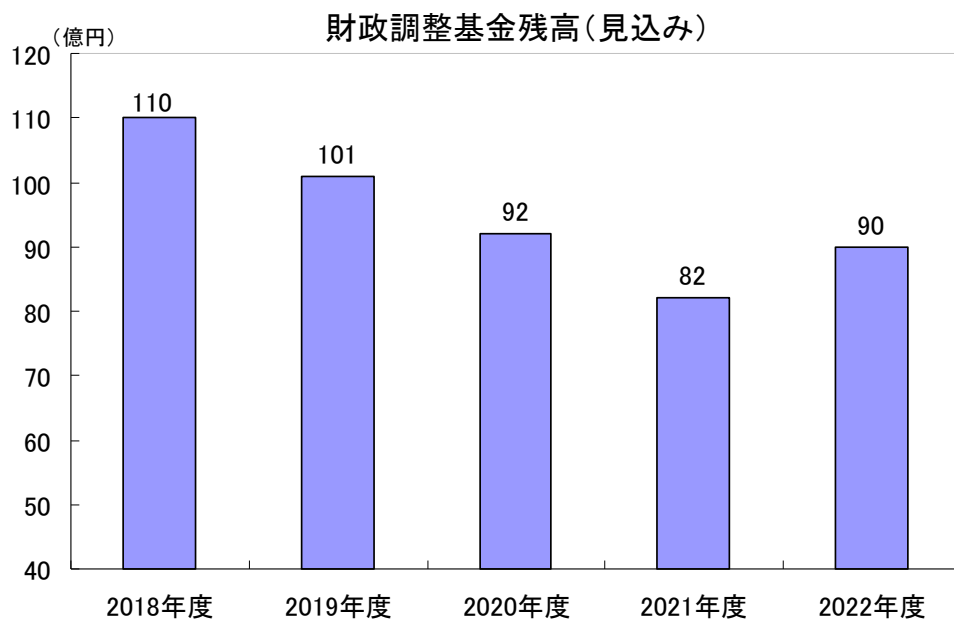
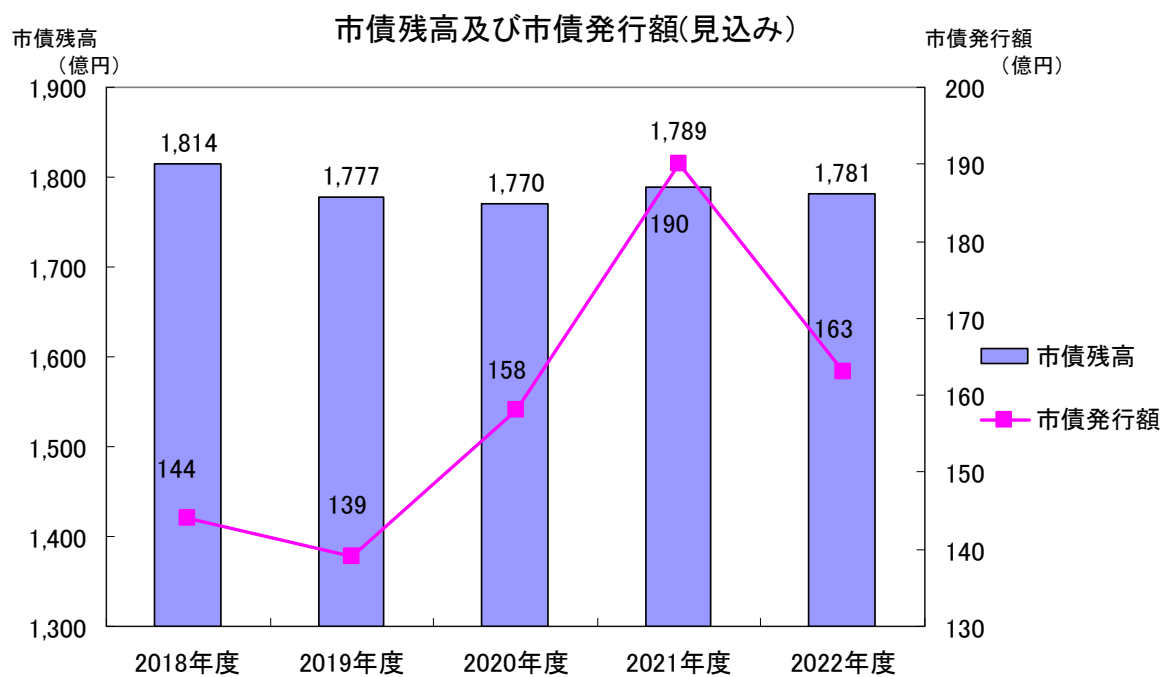
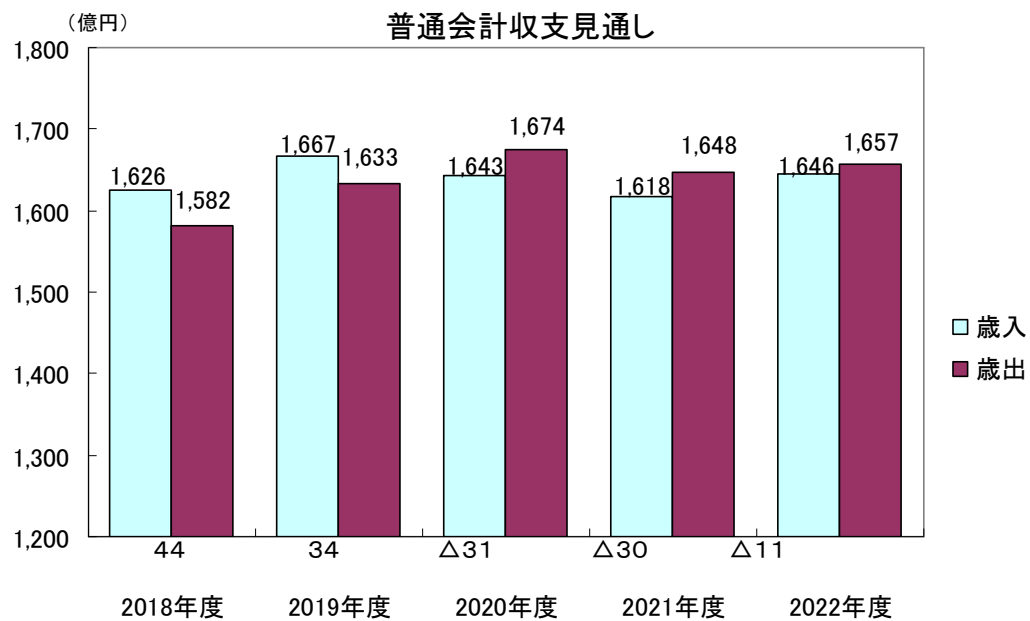
今後、多額の修繕更新費用が必要となることから、人口減少に伴う利用者数の減少や少子高齢化への社会構造の変化、社会ニーズを踏まえながら、公共施設等サービスの見直しを進めるとともに、公共施設等の管理運営や修繕更新等においては、民間の創意工夫や技術力等を活用し、より効率的な施設整備や公共施設等サービスの提供などの取組が求められています。

(3) 宮崎市の今後の財政見通し

本市では、真に必要な市民サービスの水準を確保しつつ、将来にわたり持続的に発展していくために、職員の定員適正化や事務事業の徹底した見直しなどの行財政改革に取り組み、健全な財政運営に努めてきました。

しかし、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市税収入の減収のほか、合併算定替の縮減等により地方交付税についても減少が見込まれるなど、安定した財源の確保が容易でない状況にあります。加えて、少子高齢化による社会保障費の増大や老朽化が進む公共施設の更新費用の増加など、収支均衡が図れない状況が見込まれ、ますます厳しい財政運営となることが予想されます。

このような厳しい財政状況の中で、本市の最上位計画である第五次宮崎市総合計画を確実に推進するためには、使用料・手数料の適正化、遊休資産の売却等による自主財源の確保、情報通信技術の活用による事務の効率化や事務事業の見直しによる生産性の向上、公共施設等の長寿命化の推進による維持管理費の削減など、徹底した行財政改革に「公民連携の視点」を常に持ちながら積極的に取り組むことにより、真に必要な行政サービスを持続的に提供できる財政基盤を確立することが求められます。



第3 本大綱の位置付け

本市では、まちづくりの指針であり、最上位の計画となる「第五次宮崎市総合計画」を平成30年（2018年）3月に策定しました。

第8次宮崎市行財政改革大綱（改訂版）（以下「本大綱」という。）は、第8次宮崎市行財政改革大綱の位置づけを継承し、「第五次宮崎市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）」の第4章「健全な行財政運営の確保に向けた取組」の主要施策1から4を実施するための計画と位置付けます。

前期基本計画	主要施策
第4章 健全な行財政運営の確保 に向けた取組	1 効率的で効果的な行政経営
	2 職員の資質向上と機能的な組織体制の確立
	3 情報化の推進
	4 広報広聴機能の充実
	5 広域連携の推進*

* 主要施策5「広域連携の推進」については、「第1期宮崎市地方創生総合戦略」（平成27年度（2015年度）～平成31年度（2019年度））、「第2期宮崎市地方創生総合戦略」（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））が策定されており、計画を着実に推進することで当該目標の達成が期待できることから、本大綱の対象から除きます。

第4 行財政改革を進める上での4つの基本的な視点と共通視点

本大綱では、前期基本計画第4章「健全な行財政運営の確保に向けた取組」の主要施策と、本市においても大きな課題となっており健全な行財政運営を確保するために必要不可欠な「公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」」の取組を基に、行財政改革を進めるための4つの基本的な視点を設定しています。

加えて、従来の行財政改革から更に一步踏み込んだ行政経営改革に取り組むためには、行政と民間が連携を深め、民間の創意工夫・技術力・資金等を活用するいわゆる公民連携の視点を持ち、行政経営改革の取組に反映していく必要があることから、「4つの基本的な視点」の根幹を成す共通視点として、「公民連携の推進」を設定しています。

この4つの基本的な視点と共通視点により、行財政改革を進めます。

共通視点: 公民連携の推進

- 1 効率的で効果的な行政経営
- 2 投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」
- 3 職員の資質向上と機能的な組織体制の確立
- 4 情報化の推進と広報広聴機能の充実

第5 取組期間

本大綱の取組期間については、計画期間を令和4年度（2022年度）までとする前期基本計画の期間と合わせ、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年間とします。

また、社会情勢の変化に対応し、時代に即した改革に取り組むため、令和2年度（2020年度）に中間見直しを行うこととしており、実施計画項目の進捗状況の確認、実施スケジュールの見直し、新たに取り組むべき項目の検討等を行いました。

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	...	R6
計画名称		2018	2019	2020	2021	2022	2023	...	2027
第8次宮崎 市財政改革大綱		5年間						...	
		● 中間見直し							
第五次宮崎 市総合計画	基本構想	10年間							
	基本計画 (5年間)	前 期				後 期			

第6 基本計画（具体的な施策）

前期基本計画における基本的方向と主要施策の概要を踏まえ、設定した4つの基本的な視点の下に、19施策を設定します。

これらの施策に沿って、実施計画で具体的な取組を進めていくことになります。

《基本的方向》【前期基本計画36、90ページ（抜粋）】

- SDGsの取組を見据え、限られた経営資源や公有財産の有効な活用をはじめ、地域資源のほか、民間事業者の知恵やノウハウを生かしていくため、事務事業等を適切に見直ししながら、効率的で効果的な行政運営を行います。
- 歳入確保と歳出削減を一体的に進め、真に必要な行政サービスを持続的に提供できる財政基盤を確立します。
- 市民の立場で、地域や行政課題の解決に取り組むため、多様な主体を結びつけるコーディネート力や変化する社会情勢に柔軟、かつ適切に対応できる能力を持った職員を育成します。
- 簡素で分かりやすい組織と適切な人員体制を整備します。
- ICTを活用し、事務の効率化をはじめ、行政サービスにおける市民の利便性の向上を図るとともに、本市で保有する個人情報を通正に管理し、行政情報システムのセキュリティ対策を強化します。
- 市民が必要に応じて、市政情報を確実に入手できるよう市政情報を充実させるとともに、多様な媒体を活用することで、市民の市政への関心や理解を深めます。
- あらゆる機会をとらえて、市民ニーズを把握し、市政に反映することで、市民の市政への参画を促進します。
- インフラの長寿命化、公共施設の総量の最適化や質を向上させる取組を推進し、投資の厳選により、整備費や維持管理費を削減するとともに、民間活力を最大限に生かした管理運営を行うなど、公民連携による公的資産の利活用を図ります。

1 効率的で効果的な行政経営

《主要施策の概要》【前期基本計画37、67ページ（抜粋）】

- 「宮崎市中期財政計画」に基づき、健全で持続可能な行財政運営に努めます。
- SDGsの理解を深め、施策評価や事業評価などの行政評価を適切に実施しながら、事務事業の改善や経営資源の重点的な配分を行うことで、効率的、かつ効果的な事業を推進します。
- 地域協議会を中心とした住民自治の体制の充実を図るため、地域協議会の事務局である地域自治区事務所の機能を強化し、市民の主体的なまちづくりへの参加を促進します。
- 新地方公会計統一基準に基づき、固定資産台帳の適正管理をはじめとした財務書類の作成を行い、市民に分かりやすい財務情報の公表に努めます。
- 市税等の収納率の向上を目指すとともに、応益性の観点から、使用料や手数料の適正化を行い、自主財源の確保に努めます。

(1)民間事業者の活用等による市民サービスの向上

業務の外部委託など民間事業者の活用等により、事務の効率化を図るとともに、市民サービスの向上につなげます。

(2)地方分権の推進と住民自治の充実

地方分権を推進するため、事務権限の移譲や税財源の充実確保などに取り組みます。

また、地域における多様な主体によるまちづくりを推進し、地域ニーズに合った公共的サービスの提供につなげるなど、自主性・自律性の高い住民自治の充実を図っていきます。

(3)行政評価の推進

成果指標の達成状況の評価・検証について、PDCAサイクルを確立させ、施策の継続的な改善を図ります。

また、継続事業評価による事業の再構築の方向の決定、新規事業評価による適切な予算配分に取り組みます。

(4)事務事業等の効率化

「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」観点から、事務事業等の見直しを進め、効率化を進めます。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

〔地方公共団体の法人格及び事務〕

第2条 （略）

②～⑬ （略）

⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

⑮～⑰ （略）

(5)健全で持続可能な財政運営

中期財政計画を検証し、次年度の予算編成に活用するとともに、持続可能な財政運営に取り組みます。

(6)歳入確保と歳出削減の推進

受益と負担の観点による施設使用料等の適正な金額設定や、公共施設を活用した広告事業等に取り組み、自主財源の確保に努めるほか、市税等の収納率の向上に取り組みます。

また、各種事業や補助金の見直し、国民健康保険における医療費適正化等に取り組みます。

2 投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」

《主要施策の概要》【前期基本計画37、93ページ（抜粋）】

- 公有財産の利活用や広告収入の拡大に取り組み、新たな財源の確保に努めるとともに、PFIや指定管理者制度などの公民連携を推進し、民間の経営ノウハウを生かすほか、環境負荷の低減や機能性を高めることで、効率的、かつ効果的な運営を行い、市民サービスの向上を図ります。
- 公共施設やインフラ等の利用需要の変化を踏まえ、宮崎市公共施設等総合管理計画に基づき、更新や統廃合、長寿命化、今後増大する維持管理費の低減など、公共施設の最適な配置や運営に向けた取組を推進するとともに、地域経済の活性化を図る観点から、関係機関や民間との連携によるインフラ等の整備のほか、公的資産の利活用を検討し、財政負担の軽減や平準化を図ります。
- 庁舎等施設のうち、行政機能の中核である本庁舎は、老朽化と狭隘化が進んでいることから、安定的な市民サービスの提供を確保するために、市民の交流や防災機能の充実強化をはじめ、今後の社会と環境に求められる機能を考慮するなど、多面的な視点を持ち、建替えを含めて、庁舎のあり方を検討します。

(1)需要を見据えた公共施設等サービスの見直し

公共施設経営適正化計画に沿った施設のあり方や施設経営の見直しなどに取り組み、公共施設の経営改善を図るとともに、最適な公共施設等サービスの提供に努めます。

(2)公共施設等の長寿命化の推進

長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理に取り組み、優先度・緊急性の高い施設の優先的な修繕や予防保全型の補修によるトータルコストの縮減、財政負担の平準化を図ります。

(3)民間活力を生かした公共施設等の管理運営

指定管理者制度の効率的・効果的な運用への取組、施設改修や更新時におけるPFI*手法を導入した事業の推進や、電力入札の導入など、公民連携の手法を基に民間活力を生かした公共施設等の管理運営に取り組みます。

* PFI Private Finance Initiative の略。従来は公共部門が実施してきた公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力や技術的能力を活用して、効率的、かつ効果的に実施する事業手法。

(4)公有財産の利活用の推進

未利用地の有効活用に取り組み、行財政運営の効率化、健全化を図ります。

また、財務書類や固定資産台帳を基に、様々な分析を行い、効率的で持続可能な公共施設マネジメントの推進に取り組みます。

(5)庁舎機能の充実

庁舎の老朽化等が進行していることから、市民の利便性を向上させ、ニーズに応えられる機能を有した庁舎のあり方について、市民の意見を十分に聴きながら、更に検討を進め、それらの検討と併せて、職員の執務環境や会議室の配置などの事務の効率化の検討を進めるとともに、既存庁舎については、庁舎のあり方との整合性を図りながら、必要最低限の設備等改修工事を計画的に行います。

3 職員の資質向上と機能的な組織体制の確立

《主要施策の概要》【前期基本計画38ページ（抜粋）】

- 複雑・多様化する行政ニーズに向き合う意欲と活力を持った人材の確保に努めるとともに、「宮崎市人材育成基本方針」に基づき、市民目線で、現場の課題をとらえ、解決に向けて行動する職員を育成します。
- 人事評価制度を活用して、職員がチームの一員としての役割を果たし、組織としての成果を高める職場づくりを推進します。
- 女性職員の管理職への登用をはじめ、女性職員の活躍に向けた取組を推進し、職員の多様な能力を生かすことで、業務改善や新たな施策の展開を図り、質の高い市民サービスの提供に努めます。
- 事務事業や組織を見直し、適切な定員管理を行うとともに、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい環境を整備します。
- 地域のことを地域の身近なところで解決できるよう、組織体制のあり方を検討します。

(1)課題解決に向け行動する職員の育成

組織全体のレベルアップのため職場研修を活性化するとともに、個別の研修効果の検証や職員のニーズの把握により研修体系等の見直しを図ります。

また、すべての職員が公平に評価・処遇されるよう人事評価の評価方法や評価結果の活用方法の検討を進め、適材適所の人事配置に取り組み、組織の活性化を図ります。

(2)適正な人員体制と組織の構築

新たな市民ニーズに応え、更なる市民サービスの向上を図るため、より効率的に市民サービスを提供する組織体制の検討・見直しを行います。

(3)給与制度等の見直しと職場環境の整備

厳しい財政状況を踏まえるとともに、国、県及び他の地方公共団体との均衡に考慮しつつ、国の公務員制度改革の動向等を見極めながら見直しを行い、市民の理解が得られる給与制度や勤務条件を確立します。

(4)内部統制の充実・強化

地方自治法に基づく内部統制制度を導入し、法令等を遵守しつつ適正に業務を執行するとともに、業務の効率化や業務目的のより効果的な達成等によって市民の皆様から信頼される行政サービスの提供を行います。

4 情報化の推進と広報広聴機能の充実

《主要施策の概要》【前期基本計画38、39ページ（抜粋）】

- ICTを活用して、他の行政機関との情報連携による情報照会を行うとともに、電子申請や電子決済等を活用することで、各種手続きを簡素化し、事務の効率化と市民サービスの向上を図ります。
- 行政情報システムやネットワークの効率化、情報セキュリティ対策を強化するとともに、情報機器の導入・保守・運用等に係る経費の縮減を図ります。
- 情報の世代間格差の解消を図るため、広報紙やホームページ、SNS等を活用し、的確な情報発信に努めます。
- 市民からの問い合わせや申込みなどに、コールセンターで一元的に対応し、行政窓口の利便性を高めます。
- 市民や事業者、市民活動団体等との意見交換会をはじめ、市民アンケートを実施するなど、市民参画により得られた市民ニーズを施策に反映します。
- 宮崎市情報公開条例に基づき、情報公開制度を適切に運用し、公正で信頼される行政を推進します。

(1)マイナンバー制度を活用した市民の利便性の向上

マイナンバー制度による利便性向上のメリットを、より多くの市民が享受できるように、適切なシステムの整備、運用に努めるとともに、マイナンバーカードを活用した新たな市民サービスの検討とマイナンバーカードの普及に取り組みます。

(2)ICT*を活用した業務の効率化

国のデジタル化推進の動きに合わせて、ICTを活用したオンライン手続きや、AI*、RPA*などの導入、システム標準化やリモートワークの導入の検討などにより、市民サービスの向上及び業務の効率化に取り組むとともに、災害時の速やかな情報伝達の充実・強化に取り組み、デジタル化の推進を図ります。

* ICT Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。

* AI Artificial Intelligence の略。人工知能。

* RPA Robotic Process Automation の略。パソコンで処理している大量のデータ登録やデータの突合などの定型業務を自動化するソフトウェア。

(3)シティプロモーションによる魅力発信

本市の認知向上、観光誘客の推進及び市産品の流通拡大並びに移住・定住の促進などプロモーション活動に取り組みます。また、本市の強みである魅力的な観光資源（「食」と「自然」）を生かし、ゆっくりと過ごせる雰囲気・空気感といったイメージを戦略的に発信します。

(4)適切な情報公開と広報・広聴活動による市民と行政の信頼関係の構築

情報公開請求に関する事務の軽減に向け、手続きの簡略化に取り組みます。

また、質の高い広報紙の安定的発行による確実な情報提供や意見交換会の開催など、市民と行政の信頼関係の構築に取り組みます。

第7 数値目標

本大綱では、前期基本計画の重要業績評価指標（K P I）等として設定されている実施項目については、前期基本計画において進捗管理がなされることから、原則として改めて本大綱の数値目標としては設定せず、本大綱全体の効果・取組状況を評価するための指標と本大綱の各視点に基づく実施項目の中から抽出した13項目の指標の合計14項目の指標を本大綱の取組期間における数値目標として設定し、進捗管理を行うことで、着実な改革・改善を図ることとします。

1 本大綱全体の効果・取組状況の評価

(1) 節減（効果）額（累積額）：30億円

行財政改革大綱全体の効果、取組状況を評価する項目として、各実施項目の取組による節減額の総額を数値目標として設定します。

2 各視点における効果・取組状況の評価

各実施項目の中で、その効果や取組状況が端的に表され、進捗状況等を客観的に評価できる次の13項目を数値目標として設定します。

《1. 効率的で効果的な行政経営》

(1) 市税収納率（現年度分）：99.23%

(2) 国民健康保険税収納率（現年度分）：91.85%

(3) 介護保険料収納率（現年度分）：98.69%

(4) 保育料収納率（現年度分）：99.20%

(5) 市営住宅家賃収納率（現年度分）：99.75%

(6) 水道料金収納率（現年度分）：98.91%

(7) 下水道使用料収納率（現年度分）：98.90%

《2. 投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」》

(1) 施設評価実施率（施設評価実施施設数／施設評価対象施設数）

：66.6%（3巡目）

施設評価とは、品質・供給・財務の要素等を基に公共施設を総合的に評価するもので、対象施設を4年毎に再評価する計画としています。平成29年度（2017年度）から2巡目、令和3年度（2021年度）から3巡目の施設評価を行う予定としています。

(2) 橋梁長寿命化の推進率（修繕工事を実施した割合）：44%

「宮崎市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく定期点検の結果、老朽化等により早期に対策が必要と判断された橋梁について、修繕工事を実施した割合とします。

《3. 職員の資質向上と機能的な組織体制の確立》

(1) 基本研修及び特別研修のふりかえりアンケートの有益率：98%

階層別の基本研修（例：課長研修、課長補佐研修など）及び特定分野の能力を養成する特別研修に参加した職員を対象に実施する「ふりかえりアンケート」において、研修が「有益だった」とする職員の割合を有益率とします。

(2) 経営を意識した人材育成に関する研修内容の実践率：60%

経営を意識した人材育成に関する研修の受講一定期間後に、業務において研修内容を「実践した」「一部、実践した」と回答した受講生の割合を実践率とします。

(3) 女性管理職の登用率：15%

課長級以上の職員における女性職員の割合を女性管理職の登用率とします。

《4. 情報化の推進と広報広聴機能の充実》

(1) 広報紙の内容が「おおむね理解できる」と感じる市民の割合：95%

市政モニターアンケートにおいて、広報紙の内容について「理解できる」「おおむね理解できる」と回答した割合とします。

第五次総合計画 前期基本計画 第4章「健全な行財政運営の確保に向けた取組」

共通視点：公民連携の推進

1 効率的で効果的な行政経営	2 投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」	3 職員の資質向上と機能的な組織体制の確立	4 情報化の推進と広報広聴機能の充実
1 民間事業者の活用等による市民サービスの向上 2 地方分権の推進と住民自治の充実 3 行政評価の推進 4 事務事業等の効率化 5 健全で持続可能な財政運営 6 歳入確保と歳出削減の推進	7 需要を見据えた公共施設等サービスの見直し 8 公共施設等の長寿命化の推進 9 民間活力を生かした公共施設等の管理運営 10 公有財産の利活用の推進 11 庁舎機能の充実	12 課題解決に向け行動する職員の育成 13 適正な人員体制と組織の構築 14 給与制度等の見直しと職場環境の整備 15 内部統制の充実・強化	16 マイナンバー制度を活用した市民の利便性の向上 17 ICTを活用した業務の効率化 18 シティプロモーションによる魅力発信 19 適切な情報公開と広報・広聴活動による市民と行政の信頼関係の構築

施策

節減（効果）額（累積額）： 30 億円

1 市税収納率（現年度分） : 99.23% 2 国民健康保険税収納率（現年度分） : 91.85% 3 介護保険料収納率（現年度分） : 98.69% 4 保育料収納率（現年度分） : 99.20% 5 市営住宅家賃収納率（現年度分） : 99.75% 6 水道料金収納率（現年度分） : 98.91% 7 下水道使用料収納率（現年度分） : 98.90%	8 施設評価実施率（3巡目） : 66.6% 9 橋梁長寿命化の推進率（修繕工事を実施した割合） : 44%	10 基本研修及び特別研修のふりかえりアンケートの有益率 : 98% 11 経営を意識した人材育成に関する研修内容の実践率 : 60% 12 女性管理職の登用率 : 15%	13 広報紙の内容が「おおむね理解できる」と感じる市民の割合 : 95%
--	--	---	---

数値目標

第8 計画の推進に向けて

1 実施計画の策定

本大綱に基づく具体的な実施項目と年次計画を取りまとめた「実施計画」を策定します。

実施計画では、市民に実施項目の内容が分かりやすいものとなるよう成果指標や達成期限を可能なかぎり明示します。

また、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するための新たな取り組み事項については、新たな実施項目として、適宜実施計画に追加します。

2 取組体制

庁内の総合的かつ横断的な推進体制である「宮崎市行政改革推進本部」（本部長：市長）を中心に、職員一人ひとりが行財政改革は自らの課題であるとの認識を持ち、全庁を挙げて改革・改善に取り組みます。

3 積極的な取組

各実施項目の年次計画については、常に前倒ししながら取り組むよう努め、可能な限り早期の目標達成を図ります。

また、前年度の実施状況を点検したうえで、毎年度、取組内容を適切に見直し、所期の目標達成を図ります。

4 進行管理

各実施項目は、所管課が責任をもって進行管理し、行政改革推進本部が総括します。

全庁的な課題や複数の課にまたがる課題のうち特に重要なものについては、関係課と連携し、同本部において進行管理します。

5 実績の公表

各実施項目の実施状況については、各界各層の知識経験を有する者で構成する「宮崎市行政改革推進委員会」に報告するとともに、委員会での意見等を計画の推進や見直しに活用します。また、市ホームページや市広報等を通じて、市民に積極的に公表します。

実施計画 実施項目・・・92項目

1	効率的で効果的な行政経営・・・・・・・・・・・・・・・・	37項目
2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」・・・・・・・・	25項目
3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・	19項目
4	情報化の推進と広報広聴機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	11項目

1 効率的で効果的な行政経営	ページ
(1) 民間事業者の活用等による市民サービスの向上	
・[1] 定型的・専門的業務の外部委託の推進（企画財政部 行政経営課）・・・	21
・[2] ごみ収集運搬業務のあり方の検討（環境部 環境業務課）……………	22
・[3] 市道維持補修業務のあり方の検討（建設部 道路維持課）……………	23
・[4] 児童クラブの適正な利用料の設定およびサービスの充実……………	24
（教育委員会 生涯学習課）	
・[5] 学校給食調理等業務委託の円滑な実施（教育委員会 保健給食課）・・・	25
(2) 地方分権の推進と住民自治の充実	
・[6] 権限移譲の推進（企画財政部 企画政策課）……………	26
・[7] 住民自治の充実（地域振興部 地域コミュニティ課）……………	27
・[8] 応急手当法の普及啓発の推進（消防局 警防課）……………	28
(3) 行政評価の推進	
・[9] 宮崎市総合計画の行政評価の実施（企画財政部 企画政策課）……………	29
・[10] 事業評価制度の推進（企画財政部 財政課）……………	30
(4) 事務事業等の効率化	
・[11] 仕事の進め方改革の推進（企画財政部 行政経営課）……………	31
・[12] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、 「新たな日常」に対応するための事業の推進……………	32
（企画財政部 新型コロナウイルス感染症総合対策室）	
・[13] 国保運営の安定化に向けた国保事務・事業の標準化等の推進……………	33
（税務部 国保年金課）	
(5) 健全で持続可能な財政運営	
・[14] 中期財政計画の検証と予算編成への活用（企画財政部 財政課）……………	34
・[15] 基金の有効活用（企画財政部 財政課）……………	35
・[16] 市債の適正管理（企画財政部 財政課）……………	36
・[17] 公園墓地特別会計の健全化（環境部 環境政策課）……………	37
・[18] 宮崎市病院事業経営計画の推進（健康管理部 保健医療課）……………	38
・[19] 健全で持続可能な上下水道事業の財政運営（上下水道局 財務課）…	39

(6) 歳入確保と歳出削減の推進	
・ [20] 補助金の適正化（企画財政部 財政課）	40
・ [21] 使用料の適正化（企画財政部 行政経営課）	41
・ [22] 公民連携による新たな歳入確保の取組	42
（企画財政部 行政経営課）	
・ [23] 郵便料金の削減に向けた取組（総務部 総務法制課）	43
・ [24] 市税の収納率向上（税務部 納税管理課）	44
・ [25] 全庁的な収納対策の強化（税務部 納税管理課）	45
・ [26] 課税の適正化による自主財源の確保（税務部 市民税課）	46
・ [27] 償却資産の公平・適正な課税のための啓発及び調査の実施	47
（税務部 資産税課）	
・ [28] 国民健康保険における医療費適正化事業の充実・強化	48
（税務部 国保年金課）	
・ [29] 国民健康保険税の収納率向上（税務部 国保収納課）	49
・ [30] 一般廃棄物処理事業における歳入確保（環境部 環境施設課）	50
・ [31] 敬老バスカ事業の見直し（福祉部 長寿支援課）	51
・ [32] 介護保険料の収納率向上（福祉部 介護保険課）	52
・ [33] 母子父子寡婦福祉資金貸付金債権（滞納繰越分）の回収促進	53
（子ども未来部 子育て支援課）	
・ [34] 保育料の収納率向上（子ども未来部 保育幼稚園課）	54
・ [35] 道路占用物件の適正化（建設部 用地管理課）	55
・ [36] 市営住宅家賃等の収納確保（建設部 建築住宅課）	56
・ [37] 上下水道料金等の収納率向上（上下水道局 料金課）	57

2 投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」	ページ
(1) 需要を見据えた公共施設等サービスの見直し	
・ [38] 公共施設の効率的・効果的な管理（企画財政部 行政経営課）…………	58
・ [39] 公立公民館（地区公民館）の最適な施設経営への取組……………	59
（地域振興部 地域コミュニティ課）	
・ [40] 生きがい支援施設の適正な管理運営（福祉部 長寿支援課）…………	60
・ [41] 宮崎市自然休養村センターの運営見直し（農政部 森林水産課）……	61
・ [42] 農業集落排水施設の最適な維持管理（上下水道局 下水道整備課）…	62
(2) 公共施設等の長寿命化の推進	
・ [43] 橋梁長寿命化の方策の推進（建設部 道路維持課）……………	63
・ [44] 道路施設長寿命化の方策の推進（建設部 道路維持課）……………	64
・ [45] 舗装長寿命化の方策の推進（建設部 道路維持課）……………	65
・ [46] 長寿命化計画に基づいた公園施設の計画的な改築・更新の実施……	66
（都市整備部 公園緑地課）	
・ [47] 学校施設における長寿命化計画の策定及び同計画に基づく維持管理の 実施（教育委員会 学校施設課）……………	67
(3) 民間活力を生かした公共施設等の管理運営	
・ [48] 指定管理者制度の効率的・効果的な運用……………	68
（企画財政部 行政経営課）	
・ [49] PPP/PFI 手法の効果的な活用（企画財政部 行政経営課）……………	69
・ [50] 電力入札の導入（企画財政部 行政経営課）……………	70
・ [51] ESCO 事業の活用（福祉部 福祉総務課）……………	71
・ [52] 公立保育所給食調理等業務の円滑な実施……………	72
（子ども未来部 保育幼稚園課）	
・ [53] 観光施設における運営の見直し（観光商工部 観光戦略課）…………	73
・ [54] 市営住宅等管理戸数の最適化と居住環境の向上及び PFI 等を活用した 公営住宅の整備（建設部 建築住宅課）……………	74
・ [55] 小学校空調設備整備への民間活力の導入……………	75
（教育委員会 学校施設課）	
・ [56] 下北方浄水場脱水処理施設の更新（上下水道局 浄水課）……………	76
・ [57] 大淀処理場下水汚泥処理施設の更新（上下水道局 下水道施設課）…	77
(4) 公有財産の利活用の推進	
・ [58] 地方公会計（統一的な基準）の財務書類の公共施設マネジメントへの 活用（総務部 管財課）……………	78
・ [59] 公用・公共用施設跡地（未利用地）の活用の具体的な検討 ……	79
（総務部 管財課）	

(5) 庁舎機能の充実	
・ [60] 庁舎のあり方の検討（総務部 管財課）	80
・ [61] 本庁舎～第四庁舎・総合支所の設備等の計画的な改修の実施	81
（総務部 管財課）	
・ [62] 地域センターの設備等の計画的な改修の実施（総務部 管財課）	82

3 職員の資質向上と機能的な組織体制の確立	ページ
(1) 課題解決に向け行動する職員の育成	
・ [63] 人事評価制度の円滑な実施（総務部 人事課）	83
・ [64] 職員採用試験制度の見直し（総務部 人事課）	84
・ [65] 能力と意欲を持ち行動する人材（職員）の育成（総務部 人事課） ..	85
・ [66] 女性職員の活躍推進（総務部 人事課）	86
・ [67] 感染症危機管理体制の充実・強化のための職員研修の推進	87
（健康管理部 健康支援課）	
・ [68] 消防職員研修体制の充実（消防局 総務課）	88
(2) 適正な人員体制と組織の構築	
・ [69] 適正な定員管理の推進と効率的な組織の構築（総務部 人事課）	89
・ [70] 市民課業務に係る市民サービスの向上（地域振興部 市民課）	90
・ [71] エコクリーンプラザみやざきの運営効率化（環境部 環境施設課）	91
・ [72] 機能的な組織体制の構築（上下水道局 総務課）	92
・ [73] 宮崎東諸県広域防災センターの充実（消防局 予防課）	93
(3) 給与制度等の見直しと職場環境の整備	
・ [74] 給与制度の見直し（総務部 人事課）	94
・ [75] 勤務条件の見直し（総務部 人事課）	95
・ [76] 被服貸与の見直し（総務部 人事課）	96
(4) 内部統制の充実・強化	
・ [77] 内部統制の推進（企画財政部 行政経営課）	97
・ [78] 行政不服審査制度の適正な運用（総務部 総務法制課）	98
・ [79] チェック機能の強化（総務部 人事課）	99
・ [80] 職員行動指針（宮崎市職員クレド）の普及推進（総務部 人事課） ..	100
・ [81] 監査機能の充実・強化（監査事務局）	101

4 情報化の推進と広報広聴機能の充実	ページ
(1) マイナンバー制度を活用した市民の利便性の向上	
・ [82] マイナンバー制度を活用したサービス向上の検討……………	102
(総務部 情報政策課)	
・ [83] マイナンバー制度を活用するための効率的なシステム運用……………	103
(総務部 情報政策課)	
・ [84] マイナンバーカード普及促進のための申請補助強化……………	104
(総務部 情報政策課)	
(2) ICT を活用した業務の効率化	
・ [85] スマート自治体に向けた業務効率化の推進（総務部 情報政策課）…	105
・ [86] 災害時における情報伝達体制の確立（危機管理部 危機管理課）……	106
(3) シティプロモーションによる魅力発信	
・ [87] 観光誘客の促進及び市産品の流通拡大並びに移住・定住を推進する 情報発信（企画財政部 企画政策課）……………	107
・ [88] 市内外への効果的な情報発信（観光商工部 観光戦略課）……………	108
(4) 適切な情報公開と広報・広聴活動による市民と行政の信頼関係の構築	
・ [89] 信頼される質の高い広報紙の発行（企画財政部 秘書課）……………	109
・ [90] 市民と行政の信頼関係をつくる意見交換会の開催……………	110
(企画財政部 秘書課)	
・ [91] 情報公開制度の適正・効率的な運用（総務部 総務法制課）……………	111
・ [92] 個人情報保護制度の適切な運用（総務部 総務法制課）……………	112

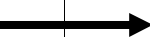
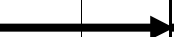
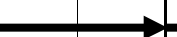
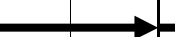
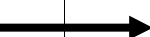
項目 名称	No. 1		定型的・専門的業務の外部委託の推進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	1	民間事業者の活用等による市民サービスの向上									
所管課	企画財政部 行政経営課											
現状 と 課題	効率的・効果的な行財政運営への取組が求められており、外部委託によるメリット・デメリットを踏まえつつ、事務事業等の外部委託に取り組んでいる。 事務事業を見直し、今まで委託をしていない領域についても、さらなる行政運営の効率化、市民サービスの向上に取り組む必要がある。											
取組 内容	外部委託の現状把握と委託できる業務の可能性の検討											
達成 目標	事務事業等の外部委託の拡大											
効果	市民サービスの向上及び行政運営の効率化											
指標					現状		中間年度		最終年度			
委託状況の把握に向けた調査回数				目標 値	年1回		年1回		年1回			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)			
1	外部委託の現状把握と委託できる業務の検討	計画	→	→	→		→		→			
2		計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 2		ごみ収集運搬業務のあり方の検討							
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組							
	中	1	効率的で効果的な行政経営							
	小	1	民間事業者の活用等による市民サービスの向上							
所管課	環境部 環境業務課									
現状 と 課題	平成26年度末(2014年度末)をもって、東部事務所を閉鎖し、中・東エリアの可燃ごみ収集(収集車7台)を外部委託し、資源物(蛍光管、乾電池)の収集を南部事務所に移管した。さらに平成29年度(2017年度)から南部事務所の可燃・不燃ごみ(収集車5台分)を外部委託した。 効率的な事業運営が求められていることから、エリア収集方式*によるごみ収集体制の実施や、さらなる外部委託に努め、経費節減に取り組んでいく。									
取組 内容	1 エリア収集方式への変更に向けた事業準備等の検討、収集方式の変更及び市民への周知 2 市民への周知・啓発にむけた収集日程表の作成及び配布 3 民間事業者活用による効率的なごみの収集業務の検討									
達成 目標	効率的かつ効果的な収集運搬業務の実施									
効果	・外部委託による経費の節減 ・市民に対しわかり易いごみ収集の案内が可能となる									
指標					現状		中間年度		最終年度	
				目標 値						
実施スケジュール				平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)		
1 事業準備等の検討及び 市民への周知	計画									
2 収集日程表の作成及び 配布(旧宮崎市域)	計画									
3 効率的な収集業務の 検討	計画									
4	計画									
5	計画									
備考	* エリア収集方式 旧宮崎市域を4つのエリアに分け、エリアごとにごみを収集する方式。収集日程表(カレンダー方式の日程表)を作成することにより市民に対しわかり易い収集案内ができ、委託経費の節減や電話問い合わせが軽減される。また、収集漏れも回避できる。									

項目 名称	No. 3		市道維持補修業務のあり方の検討									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	1	民間事業者の活用等による市民サービスの向上									
所管課	建設部 道路維持課											
現状 と 課題	外部委託と直営(会計年度任用職員)により、市道の維持補修に取り組んでいる。 直営(会計年度任用職員)による業務内容のあり方を検討し、外部委託の推進に取り組み、今後も、限られた予算の範囲内で効率的な市道維持補修業務を実施していく必要がある。											
取組 内容	1 会計年度任用職員による市道維持補修業務体制の検証 2 外部委託を含めた効率的な市道維持補修業務体制の検討 3 業務委託の推進											
達成 目標	会計年度任用職員による市道維持補修業務のあり方の検討完了											
効果	効率的な市道維持補修業務体制の確保											
指標					現状		中間年度		最終年度			
				目標 値								
実施スケジュール				平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)				
1 会計年度任用職員による 市道維持補修業務体制 の検証	計画	→		→		→		→		→		
2 外部委託を含めた効率的 な市道維持補修業務体 制の検討	計画	→		→		→		→		→		
3 外部委託の推進	計画	→									→	
4	計画											
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 4		児童クラブの適正な利用料の設定およびサービスの充実									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	1	民間事業者の活用等による市民サービスの向上									
所管課	教育委員会 生涯学習課											
現状 と 課題	児童クラブは、受益者負担の原則を踏まえて利用料を設定しているが ^{*1} 、慢性的な待機児童を抱え ^{*2} 、待機児童数の削減が喫緊の課題である。さらに、利用者からは、開設時間延長など ^{*3} 、サービスの充実も求められている。これらの課題解決のためには、新たな財源の確保が不可欠である。また、平成26年度(2014年度)の施設評価において、利用料の適正化に取り組む方針が決まっている。											
取組 内容	1 利用者ニーズ調査の実施と分析 2 利用者ニーズ調査や他市の状況等を踏まえた適正な利用料金およびサービスの構築 3 関係例規の改正 4 管理システムの改修(兼利用者への周知期間) 5 適正な利用料金の設定および開設時間延長などの利用者ニーズを踏まえたサービスの充実											
達成 目標	適切な利用料金の設定およびサービスの充実を確立する											
効果	・持続可能な児童クラブの運営 ・市民サービスの向上											
指標					現状		中間年度		最終年度			
待機児童数(毎年度5月1日現在)				目標 値	251人		160人		100人			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 利用者ニーズ調査の実 施と分析	計画	→										
2 適正な利用料金および サービスの構築	計画		→									
3 関係例規の改正	計画			→				→				
管理システムの改修 4 (兼利用者への周知期 間)	計画				→		→		→			
5 適正な利用料金の設定 およびサービスの充実	計画						→					
備考	*1 利用料 宮崎市月額3千円(1曜日あたり500円)。中核市平均月額約6,700円。 *2 待機児童数 令和2年度(2020年度)146人 *3 利用者アンケート結果 約18%が閉所時刻の1時間延長を希望。											

項目 名称	No. 5		学校給食調理等業務委託の円滑な実施									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	1	民間事業者の活用等による市民サービスの向上									
所管課	教育委員会 保健給食課											
現状 と 課題	単独校45か所(小学校35校、中学校10校)及び給食センター5か所(中央、佐土原、田野、高岡、清武)のうち、単独校38か所及び給食センター3か所の調理等業務を外部委託している。 今後も、厳しい財政状況の中で、学校給食の効率的な運営に努める必要がある。											
取組 内容	直営で行っている学校給食調理等業務について、次のような調整を行いながら効率的な業務の実施方法について検討を進める。 1 関係団体との協議 2 計画的かつ段階的な外部委託の推進(委託箇所の決定) 3 学校及び保護者への説明											
達成 目標	学校給食調理等業務の外部委託の拡大											
効果	外部委託による経費の節減											
指標					現状		中間年度		最終年度			
学校給食調理等業務の外部委託による節減効果(単年度)				目標 値	38,098千円		7,114千円/年		7,114千円/年			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 関係団体との協議	計画	→		→		→		→		→		
2 委託箇所の決定	計画	→		→		→		→		→		
3 学校及び保護者への説明	計画	→		→		→		→		→		
4	計画											
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 6	権限移譲の推進										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	2	地方分権の推進と住民自治の充実									
所管課	企画財政部 企画政策課											
現状 と 課題	住民に最も身近な行政主体である市町村は、地域住民のニーズに的確に対応した行政サービスを行う役割を担っており、特に中核市は一定規模以上の行財政基盤を有していることから、自己決定、自己責任に基づく独自の施策を展開することが求められている。 そのため、法令による事務権限の移譲や行政サービスの決定権・裁量権の拡大、税財源の充実確保を図るほか、事務処理特例制度の活用による都道府県から市町村への権限移譲など、地方分権を推進する必要がある。											
取組 内容	1 住民視点に立った事務権限の移譲や税財源の充実確保などの地方分権改革の推進に関する全国市長会、中核市市長会などを通じた国への要望 2 権限移譲や税財源の確保などに関する市単独での国・県への要望と宮崎県市長会研究会での市町村連携強化に関する研究 3 事務処理特例制度による県からの移譲事務に関する多方面（人員・財政面など）からの分析・検討や県との協議 4 地方分権改革の提案募集方式を活用した本市独自の提案や他団体との共同提案の検討・実施											
達成 目標	事務権限の移譲や規制の緩和、税財源の確保により、自治体の自主性を強化し、自由度を高める											
効果	地域住民のニーズに的確に対応した、公共サービスの提供が可能となる											
指標					現状		中間年度		最終年度			
			目標 値									
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	全国組織を通じた要望活動	計画										
2	市単独での要望活動	計画										
3	権限移譲事務に係る県との協議	計画										
4	地方分権改革に関する提案募集方式の活用	計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 7		住民自治の充実									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	2	地方分権の推進と住民自治の充実									
所管課	地域振興部 地域コミュニティ課											
現状 と 課題	地域自治区制度の導入以降、地域協議会は地域の課題解決に向けた協議や市の施策への提言を行い、地域まちづくり推進委員会では地域コミュニティ活動交付金を活用した地域まちづくり活動が実践されている。また、地域自治区事務所は地域の各種団体等と調整を図りながら、必要な支援を行っており、地域の課題が地域で解決できるよう、住民主体のまちづくりを促進している。 しかしながら、地域課題は多様で高度化し、一律の基準で対応することが難しくなっている中で、地域の実情に合わせて、各種団体等が主体的、あるいは連携して取り組む必要があるため、地域協議会をはじめ、その事務局を担う地域自治区事務所の機能強化が求められている。また、各地域のまちづくりの将来像である「地域魅力発信プラン」の実現に向け、地域まちづくり推進委員会の活動原資である地域コミュニティ活動交付金が効果的に活用されるよう、そのあり方を継続して検討し、用途を見直していく必要がある。											
取組 内容	1 地域まちづくりの推進体制のあり方の検討 2 地域コミュニティ活動交付金のあり方の検討・改善の取組（単年度毎に検討）											
達成 目標	地域の課題は地域で解決する住民主体のまちづくりの推進											
効果	・地域協議会や地域まちづくり推進委員会の更なる機能強化が図られ、自主性・自律性の高い住民自治の充実が図られる。 ・地域における多様な主体による住民主体のまちづくりを推進することにより、地域ニーズに合った公共的サービスの提供につなげるなど、より効率的で効果的な行政運営が図られる。											
指標					現状		中間年度		最終年度			
地域コミュニティ活動交付金評価委員会*の開催数（単年度）			目標値		5回		5回		5回			
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		令和2年度 （2020年度）		令和3年度 （2021年度）		令和4年度 （2022年度）	
1	地域まちづくりの推進体制のあり方の検討	計画										
2	地域コミュニティ活動交付金のあり方の検討・改善	計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考			* 宮崎市地域コミュニティ活動交付金評価委員会 地域コミュニティ活動交付金の使途の透明性の確保や住民自治の向上に資するために設置された委員会。									

項目名称	No. 8		応急手当法の普及啓発の推進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	2	地方分権の推進と住民自治の充実									
所管課	消防局 警防課											
現状と課題	応急手当研修センター及び各消防署所において、年間2万人の受講者を目標に応急手当の普及啓発に取り組んでいる。 受講申込みが重複し、十分に対応できない場合がある。											
取組内容	1 応急手当法の指導ができる応急手当普及員*の養成 2 年間受講者数2万人に向けた応急手当の普及啓発											
達成目標	応急手当法の普及体制の強化											
効果	・救急車が到着するまでの間に、適切な応急手当の実施が期待され救命率の向上につながる ・各事業所等で自前で講習が実施でき、応急手当法の普及につながる											
指標					現状		中間年度		最終年度			
応急手当普及員の養成(年間)			目標値		60人		60人		60人			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 応急手当普及員講習の実施	計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
2 受講者数2万人の達成	計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
3	計画											
4	計画											
5	計画											
備考	* 応急手当普及員 24時間の講習を修了した者で、事業所内や地域において応急手当法の指導を行うことができる者。											

項目 名称	No. 9		宮崎市総合計画の行政評価の実施									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	3	行政評価の推進									
所管課	企画財政部 企画政策課											
現状 と 課題	総合計画では、取組の実効性を高めていくため、数値目標などの成果指標について、市民意識調査などを踏まえ、施策評価を行うこととしている。											
取組 内容	毎年、成果指標の達成状況の評価・検証について、外部の意見を交え、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価・検証(Check)」「見直し(Action)」を実施することで、施策の継続的な改善を図る。 1 施策評価の実施 2 市民意識調査の実施											
達成 目標	PDCAサイクルを確立させる											
効果	施策の継続的な改善が図られ、各種取組の実効性を高めることができる											
指標						現状		中間年度		最終年度		
					目標 値							
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 施策評価の実施		計画	→		→		→		→		→	
2 市民意識調査の実施		計画	→		→		→		→		→	
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考		総合計画の計画期間 第四次宮崎市総合計画後期基本計画 平成25年度(2013年度)～平成29年度(2017年度)。 第五次宮崎市総合計画前期基本計画 平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度)。										

項目 名称	No. 10		事業評価制度の推進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	3	行政評価の推進									
所管課	企画財政部 財政課											
現状 と 課題	本市では、「事務事業の改革改善の推進」や「市長の政策判断の支援」を目的として、平成15年度（2003年度）に事業評価制度を導入した。継続事業については、事後評価を踏まえた再構築の方向を決定するとともに、新規事業については、目的等の妥当性などを点検する事前評価を行い、適切な予算配分を行っている。 今後、地方財政が厳しさを増す中、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応し、最適なサービスを提供していくためには、事業評価結果をさらに有効に活用していくことが必要である。											
取組 内容	1 継続事業評価の実施（前年度の実績等を踏まえた有効性・効率性など5項目を点検する事後評価の実施、次年度に向けた再構築（改革改善）の方向の決定） 2 新規事業評価の実施（目的等の妥当性（有効性・効率性・緊急性）などを点検する事前評価による適切な予算配分への取組） 3 公共事業（補助）評価の実施（新規事業評価に同じ）											
達成 目標	事業評価の計画的な実施											
効果	・継続事業評価の実施による事務事業の改革改善 ・新規事業評価の実施による適切な予算配分 ・公共事業（補助）評価の実施による適切な予算配分											
指標					現状		中間年度		最終年度			
年間を通じた事業評価の実施				目標 値	3回		3回		3回			
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		令和2年度 （2020年度）		令和3年度 （2021年度）		令和4年度 （2022年度）	
1 継続事業評価の実施	計画	→		→		→		→		→		
2 新規事業評価の実施	計画		→		→		→		→		→	
3 公共事業（補助）評価の実施	計画	→		→		→		→		→		
4	計画											
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 11		仕事の進め方改革の推進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	4	事務事業等の効率化									
所管課	企画財政部 行政経営課											
現状 と 課題	市民ニーズの多様化・高度化に伴い行政需要の増大が進む中、限られた資源（人材や予算等）で、市民サービスを維持し、さらに向上させていくためには、職員一人ひとりが常にコスト意識を念頭に置きながら、業務を効率的に行っていくことが重要である。 そのため、通常行っている基本的な業務の進め方（資料作成・保管、メールの送受信、スケジュール管理など）の見直しから、合意形成（会議・協議・レク）のあり方の改善、必要性が低下した事務処理の廃止などに至るまで、業務における「ムダ」を徹底して省くなど「仕事の進め方」そのものの改革が求められている。											
取組 内容	1 改善が必要な業務の洗い出し・選定 2 業務改善の検討・改善案の立案 3 改善取組の全庁への周知・導入 4 改善取組の検証の実施											
達成 目標	業務改善のPDCAサイクルの構築											
効果	事務事業等の効率化が図られ必要経費が削減される											
指標						現状		中間年度		最終年度		
業務の見直しに関する改善案の立案数（通算）					目標 値	0件		2件以上		4件以上		
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		令和2年度 （2020年度）		令和3年度 （2021年度）		令和4年度 （2022年度）	
1 改善が必要な業務の洗い出し・選定	計画	→		→		→		→		→		
2 業務改善の検討・改善案の立案	計画	→		→		→		→		→		
3 改善取組の周知・導入	計画			→		→		→		→		
4 改善取組の検証	計画			→		→		→		→		
5	計画											
備考												

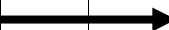
項目 名称	No. 12		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、「新たな日常」に対応するための事業の推進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	4	事務事業等の効率化									
所管課	企画財政部 新型コロナウイルス感染症総合対策室											
現状 と 課題	新型コロナウイルス感染症が本市に与える社会的・経済的な影響は、甚大なものとなっているなか、「コロナに強い社会環境整備」、「新たな暮らしのスタイルの確立」、「新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進」の3つの角度から、必要な取組を重点的かつ複合的に展開し、「新しい生活様式」とそれを支える強靱かつ自立的な地域経済を構築するため、「地域未来構想20」を柱とする「新たな日常」に対応するための事業を推進する必要がある。 特に、ポストコロナ時代の新しい未来の実現を目指していくために、社会全体のデジタル化の推進がより一層重要とされたなか、本市においてもデジタル技術の積極的な活用により、これまでの様々な課題を一気呵成に解決していくことが求められている。											
取組 内容	1.新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となる事業の選定 2.実施計画書及び実績報告書の提出 3.行政IT化を含む各事業の効果検証及び実施計画の公表											
達成 目標	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の適正な執行											
効果	感染拡大防止及び本市経済の需要喚起・需要拡大											
指標					現状 (H29年度)		中間目標 (R2年度)		最終目標 (R4年度)			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	交付金の対象となる事業 の選定	計画					→					
2	実施計画書及び実績報 告書の提出	計画					→		→			
3	事業効果の検証・実施計 画の公表	計画							→			
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 13		国保運営の安定化に向けた国保事務・事業の標準化等の推進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	4	事務事業等の効率化									
所管課	税務部 国保年金課											
現状 と 課題	都道府県単位化から3年が経過しようとしている中、医療費等の増加、急速な少子高齢化及び人口減少に加え、国保加入者数も減少傾向にあるなど国保運営を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。 また、第2期県国保運営方針（令和3年度～5年度）等を踏まえたさらなる国保運営の安定化を図るためにも、引き続き、共同保険者である県と市町村が国保事務・事業の標準化、効率化、広域化を進めていく必要がある。											
取組 内容	1 市町村国保事務・事業のさらなる標準化、効率化、広域化の検討 2 宮崎市国民健康保険事業方針の策定及び同方針に基づく事業展開 3 県及び県内市町村と連携した国保運営の安定化の検討											
達成 目標	・既存事務事業の見直し及びRPA等の新たな事務遂行手段等の確立 ・令和2年度末までの宮崎市国民健康保険事業方針の策定及び同方針の推進体制の確立 ・国保都道府県単位化の趣旨を踏まえた国保運営の安定化											
効果	県内の国民健康保険の安定的な財政運営及び効率的な事業運営の推進											
指標					現状		中間年度		最終年度			
さらなる国保運営の安定化に向けた協議回数 （国保広域化等連携会議 各部会）				目 標 値	2回		4回		4回			
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		令和2年度 （2020年度）		令和3年度 （2021年度）		令和4年度 （2022年度）	
1	国保事務・事業の標準化 や広域化の検討	計画										
2	宮崎市国民健康保険事 業方針の策定及び同方 針に基づく事業展開	計画										
3	県内自治体との協議・統 一的取組の検討	計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 14	中期財政計画の検証と予算編成への活用										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	5	健全で持続可能な財政運営									
所管課	企画財政部 財政課											
現状 と 課題	平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)までを対象とする中期財政計画については、「将来を見据えた、持続可能な財政運営」を目指し、「市債残高100億円以上の圧縮」、「財政調整基金90億円以上の確保」という2つの財政目標を掲げて取り組んでいる。 しかし、令和元年度(2019年度)以降においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、財政調整基金取崩額の増など、財政状況は非常に厳しいものになっている。 今後のローリングにあたっては、社会情勢や本市の財政状況等を適切に反映した上で財政健全化対策を図り、予算編成へ活用していく必要がある。											
取組 内容	中期財政計画の検証、見直し(ローリングの実施)											
達成 目標	中期財政計画の検証と予算編成への活用											
効果	持続可能な財政運営の実施											
指標					現状		中間年度		最終年度			
				目標 値								
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	計画の検証・見直し	計画										
2		計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 15	基金の有効活用										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	5	健全で持続可能な財政運営									
所管課	企画財政部 財政課											
現状 と 課題	基金については、財政課と会計課で、基金運用額、運用期間等の調整を図り、予算編成において財源調整機能の役割を持たせているが、令和元年度（2019年度）以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、不足する財源を補うため、財政調整基金の取崩額が増えるなど、財政状況は非常に厳しいものになっている。今後、人口減少や新型コロナウイルス感染症による税収の減や少子高齢化による社会保障費の増が見込まれる中で、持続可能な財政運営を維持していくため、また、不測の事態への備えとして一定額を確保する必要がある。											
取組 内容	財政調整基金の一定額の確保											
達成 目標	令和4年度末（2022年度末）において、財政調整基金を90億円以上確保する											
効果	・安定した健全財政の確立 ・基金運用益を活用した地域振興及び予算編成											
指標					現状		中間年度		最終年度			
財政調整基金残高				目 標 値	104億円		68億円以上		90億円以上			
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		令和2年度 （2020年度）		令和3年度 （2021年度）		令和4年度 （2022年度）	
1 基金の確保		計画										
2		計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 16		市債の適正管理									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	5	健全で持続可能な財政運営									
所管課	企画財政部 財政課											
現状 と 課題	平成27年度(2015年度)普通会計決算でみると、人口一人当たりの市債残高は45中核市の中で、11番目に高い残高となっている。また、公債費負担比率・実質公債費比率も中核市平均値を上回っている。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により不足する財源を補うために、臨時財政対策債が大幅に増加する等、財政状況は非常に厳しいものになっている。 将来世代に負担を先送りしないため、市債残高の圧縮に取り組む必要がある。											
取組 内容	1 市債発行額を元金償還額の範囲内に抑える「元金ベースのプライマリーバランス*の黒字化」への取組 2 最適な資金調達方法の研究(上半期に研究し、調達時に成果を活用) 3 財政健全化比率等の財政状況の公表 4 より有利な市債メニューの活用											
達成 目標	中期財政計画に基づき、令和4年度(2022年度)までに100億円以上の市債残高を圧縮する(平成29年度(2017年度)予算比)											
効果	公債費が抑制される											
指標						現状		中間年度		最終年度		
中期財政計画に基づき、令和4年度(2022年度)までに100億円以上の市債残高圧縮(平成29年度(2017年度)予算比)					目標 値	1,854億円 以下		1,775億円 以下		1,754億円 以下		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	市債残高を圧縮する予算の編成	計画		→		→		→		→		→
2	最適な資金調達方法の研究	計画	→		→		→		→		→	
3	財政健全化比率等の財政状況の公表	計画	→		→		→		→		→	
4	より有利な市債メニューの活用	計画		→		→		→		→		→
5		計画										
備考		* 元金ベースのプライマリーバランス 市債発行額を除いた歳入と公債費(元金のみ)を除いた歳出の収支。										

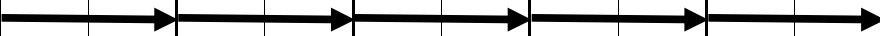
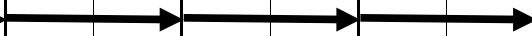
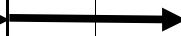
項目 名称	No. 17	公園墓地特別会計の健全化										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	5	健全で持続可能な財政運営									
所管課	環境部 環境政策課											
現状 と 課題	昨今の少子高齢化及び世相等を反映し、一般墓地の新規使用申込は減少傾向にある一方、納骨堂や合葬墓の申込件数は増加傾向にある。 2025年問題を抱え、市民のニーズに沿った墓地政策を行うことにより、墓地の貸出区画数を増加させ、使用料及び管理料の収入確保に努め、公園墓地特別会計の健全化を図る必要がある。											
取組 内容	1 宮崎南部墓地公園納骨堂内空きスペースへの世帯式納骨壇の増設(154区画) 2 宮崎南部墓地公園合葬墓埋蔵棚の増設(骨壺約350個分) 3 桃山墓地の管理料徴収開始へ向けた準備(墓地内整備・合葬墓建設等) 4 無縁墳墓の使用者特定および改葬処理 5 宮崎みたま園の合葬墓建設に向けた検討(宮崎南部墓地公園合葬墓と同規模)											
達成 目標	市民ニーズに沿った墓地の新規貸出しおよび管理料の徴収を行うことにより、公園墓地特別会計の安定した歳入確保を行う。											
効果	墓地使用料及び管理料収入の増加により公園墓地特別会計の健全化が図られ、安定した墓地経営・管理運営を行うことができる。											
指標					現状		中間年度		最終年度			
公園墓地特別会計運営における管理料収入の増				目 標 値		4,289万円		4,513万円		4,644万円		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	宮崎南部墓地公園世帯式納骨壇の増設	計画										
2	宮崎南部墓地公園合葬墓埋蔵棚の増設	計画										
3	桃山墓地の管理料徴収開始へ向けた準備等	計画										
4	無縁墳墓の使用者特定および改葬処理	計画										
5	宮崎みたま園合葬墓の建設検討	計画										
備考												

項目 名称	No. 18		宮崎市病院事業経営計画の推進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	5	健全で持続可能な財政運営									
所管課	健康管理部 保健医療課											
現状 と 課題	宮崎市立田野病院*1と併設の宮崎市介護老人保健施設さざんか苑*2を管理経営する田野病院事業においては、平成27年度(2015年度)に指定管理者制度を導入した。その後、平成29年(2017年)3月に策定した第3次宮崎市病院事業経営計画(対象期間:平成28年度(2016年度)～令和2年度(2020年度))に沿った運営を行っているが、医師や看護師等の人材確保面では改善が図られてきているものの、経営面では非常に厳しい状況が続いており、収支改善が喫緊の課題となっている。 現計画の対象期間が令和2年度(2020年度)で終了することから、次期計画を策定する必要がある。											
取組 内容	1 第3次宮崎市病院事業経営計画(平成28年度(2016年度)～令和2年度(2020年度))の進捗管理と検証 2 第4次宮崎市病院事業経営計画(対象期間:令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度))の策定 3 第4次宮崎市病院事業経営計画の実行状況管理											
達成 目標	中長期的な経営計画に基づいた事業経営											
効果	地域で必要とされる医療の安定的かつ継続的な提供											
指標					現状		中間年度		最終年度			
				目標 値								
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)			
1	第3次病院事業経営計画 の進捗管理と検証	計画	→		→		→					
2	第4次病院事業経営計画 の策定	計画			→							
3	第4次病院事業経営計画 の実行状況管理	計画					→		→			
4		計画										
5		計画										
備考		*1 田野病院 (診療科目)内科・外科・整形外科・耳鼻いんこう科・リハビリテーション科・放射線科。 一般病床42床。 *2 さざんか苑 入所50床、通所20人。										

項目 名称	No. 19		健全で持続可能な上下水道事業の財政運営									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政運営									
	小	5	健全で持続可能な財政運営									
所管課	上下水道局 財務課											
現状 と 課題	施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。 そこで、平成31年(2019年)2月に「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントに取り組むとともに、令和2年(2020年)2月には上下水道事業の「基本理念」や「目指すべき将来像」を設定し、その「実施方策」を取りまとめた「みやざき水ビジョン2020」を策定した。 今後は、施策評価調書による「みやざき水ビジョン2020」のローリングと「経営戦略」の投資財政計画ローリングをルーチン化し、一体的に機能させていくことが重要である。											
取組 内容	1 投資財政計画の策定、効率化・経営健全化の取組方針の検討に基づく健全な財政運営に資する目標を設定した経営戦略の策定(平成30年度(2018年度)まで) 2 策定した経営戦略のローリングの実施 3 現在のマスタープランの検証によるローリングの実施 4 平成31年度(2019年度)までに事業計画の目標などを設定した「みやざき水ビジョン2020」の策定 5 「みやざき水ビジョン2020」の施策評価調書によるローリングの実施											
達成 目標	中長期的な経営の基本計画に基づいた財政運営・事業管理											
効果	事後検証や更新を検討するとともに、評価結果を予算編成に反映させるなどの健全な財政運営											
指標			現状		中間年度		最終年度					
			目 標 値									
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 経営戦略策定		計画										
2 経営戦略ローリング		計画										
3 マスタープランローリング		計画										
4 「みやざき水ビジョン2020」策定		計画										
5 「みやざき水ビジョン2020」ローリング		計画										
備考												

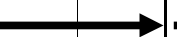
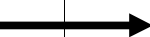
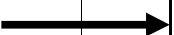
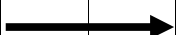
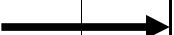
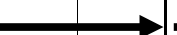
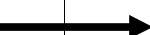
項目 名称	No. 20		補助金の適正化									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	企画財政部 財政課											
現状 と 課題	補助金は、その目的や効果を十分に検討して制度を構築するが、当初の目的を達成したものや、社会経済情勢の変化に対応していないもの、また、包括外部監査において、適正な支出ではないと判断されたものも見受けられる。補助金交付要綱制定の徹底と事業効果等の観点から再点検を行い、廃止・統合を含めた見直しを推進していく。											
取組 内容	1 事業評価制度を活用した補助事業の点検 2 予算執行・要綱等設定時点での審査 3 適切な補助金の執行に係る考え方の周知徹底（通知）											
達成 目標	補助金の透明性の確保・補助事業の執行の適正化											
効果	廃止や見直しによる歳出削減											
指標					現状		中間年度		最終年度			
継続事業評価の実施回数				目 標 値	1回		1回		1回			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 継続事業評価の実施	計画	→		→		→		→		→		
2 予算執行・要綱等設定時 での審査	計画	→		→		→		→		→		
3 適切な補助金執行の周 知徹底	計画	→		→		→		→		→		
4	計画											
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 21		使用料の適正化									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	企画財政部 行政経営課											
現状 と 課題	平成28年(2016年)7月に、「宮崎市公共施設使用料設定基準」を策定し、公平性を確保するために受益者負担の原則に基づき、適正な使用料の設定に取り組むこととした。 現在、使用料が異なる同一目的施設間の調整や減免の取扱いについて全庁的な見直しが必要である。											
取組 内容	1 「宮崎市公共施設使用料設定基準」に基づく、施設使用料の見直し・設定 2 「宮崎市公共施設使用料設定基準」の見直し 3 「宮崎市公共施設使用料設定基準(改定版)」に基づく、施設使用料の見直し・設定											
達成 目標	受益者負担の適正化											
効果	自主財源の確保											
指標					現状		中間年度		最終年度			
				目標 値								
実施スケジュール				平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)				
1 使用料の見直し	計画											
2 使用料設定基準の見直し	計画											
3 使用料設定基準(改定版)に基づく使用料の見直し	計画											
4	計画											
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 22	公民連携による新たな歳入確保の取組										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	企画財政部 行政経営課											
現状 と 課題	公民連携による歳入確保の取組については、すでに広告事業として住民票等の持ち帰り用封筒や家庭ごみ収集カレンダー等について実施しており、平成29年度からは「デジタルサイネージ式情報案内板」の設置を行うなど、市民サービスの更なる向上と新たな歳入確保に取り組んでいるところである。 今後も引き続き、厳しい財政状況の中で、公民連携による新たな歳入確保の取組について、検討を行う必要がある。											
取組 内容	1 歳入確保に向けた新たな取組の検討・実施 2 「宮崎市広告事業実施要綱」に基づく宮崎市広告事業審査会の実施											
達成 目標	公民連携による新たな歳入確保に向けた取組の推進											
効果	公民連携による歳入の確保											
指標					現状 (H29年度)		中間目標 (R2年度)		最終目標 (R4年度)			
広告料収入等 (広告料収入・広告による削減額・広告による行政財産 目的外使用料)				目標	—		14,700千円		15,000千円			
実施スケジュール				平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)				
1	歳入確保に向けた新たな 取組の検討・実施	計画										
2	広告事業審査会の実施	計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 23	郵便料金の削減に向けた取組										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	総務部 総務法制課											
現状 と 課題	郵便物の集中管理による郵送料*の特別料金適用や官公庁に対する合封による郵送など、郵便料金の削減に取り組んでいる。今後、更なる削減に向けた取組が必要とされている。											
取組 内容	1 他市等の取組を参考とした、各種制度等の活用の検討 2 郵便料金削減に関する職員に向けた研修等による啓発の実施 3 郵便による文書送付に代わる代替手段を利用した料金削減の実施											
達成 目標	郵便による送付物の削減及びそれに伴う郵便料金の削減											
効果	郵便料金の削減											
指標						現状		中間年度		最終年度		
集中管理に係る郵便料金					目標	140,209,235 円 (令和元年度 実績)				133,200,000 円		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 他市の取組を参考とした 各種制度等の検討	計画							→				
2 職員に向けた研修等の 実施	計画							→				
3 郵便に変わる代替手段に よる料金削減の実施	計画							→				
4	計画											
5	計画											
備考(特記事項)		*集中管理に係る郵便料金 総務法制課で予算計上している総務事務管理費(一般財源)を財源とした郵便物の郵送料金をいう。集中管理の郵便料金以外に、特別会計や、国・県の補助金等を財源とした、各担当部署ごとに予算計上している郵送料金がある。										

項目 名称	No. 24		市税の収納率向上									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	税務部 納税管理課											
現状 と 課題	現年度滞納税分の早期対処と納期内納付の指導により、現年度収納率は、99%を達成したが、行政需要に対応した税収の確保が求められている。また、納税者間の公平性を確保しつつ、歳入確保を図る必要がある。 なお、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方に対して、「特例制度」を適用し、一年間の徴収猶予を実施しているが、次年度以降の家計等に与える税負担の影響が懸念される。											
取組 内容	1 現年度分滞納整理の早期着手(財産調査の徹底、早期差押の実施) 2 進行管理の徹底による高額滞納の圧縮(差押えの強化及び高額充当差押の選択) 3 新型コロナウイルス等の影響により納税困難な状況にある方への状況に応じた納税相談対応											
達成 目標	【現年度目標収納率】 平成30年度(2018年度): 99.19% 令和元年度(2019年度): 99.20% 令和2年度(2020年度): 99.21% 令和3年度(2021年度): 99.22% 令和4年度(2022年度): 99.23%											
効果	・現年度分収入未済額を減少させることにより、次年度への滞納繰越額を減少できる ・滞納繰越額を減少させることにより、現年度への対応を充実することができる ・安定的な財源確保と収納率の向上が期待できる											
指標					現状		中間年度		最終年度			
市税収納率(現年度分)				目 標 値	99.18% (2016年度)		99.21%		99.23%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	現年度分滞納整理の早期着手	計画	→		→		→		→		→	
2	進行管理の徹底による高額滞納の圧縮	計画	→		→		→		→		→	
3	新型コロナウイルス等の影響により納税困難な状況な方への納税相談対応	計画					→		→		→	
4		計画										
5		計画										
備考												

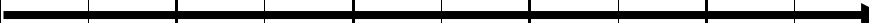
項目 名称	No. 25		全庁的な収納対策の強化									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	税務部 納税管理課											
現状 と 課題	市税をはじめとする自主財源の確保は、本市の財政運営上非常に重要であり、納付義務者間の公平性を確保する観点からも、さらなる収納対策の強化が必要である。市が保有する債権は、自力執行権*の有無や時効期間などが異なるため一様に取り扱うことが困難であり、各債権担当課の徴収事務も複雑化している。このような状況のなか、各課の異なる対応により債務者に対する公平性を失うことがないように事務の統一性を保ちながら、自力執行権のない私債権等については、裁判所による債権回収を進めていく必要がある。											
取組 内容	1 高額・困難案件への徹底した対応（搜索、公売） 2 私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援 3 生活再建型滞納整理の推進 4 滞納整理方法の統一化や情報共有化 5 債権回収のための研修実施											
達成 目標	公平性を保った収納事務の推進											
効果	・収納率の向上 ・滞納繰越案件の整理促進											
指標					現状		中間年度		最終年度			
差押動産の公売実施回数（単年度開催数）			目標 値		7回/年 （2016年度）		8回/年		8回/年			
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		令和2年度 （2020年度）		令和3年度 （2021年度）		令和4年度 （2022年度）	
1	搜索及び差押財産の公 売実施	計画										
2	各課における私債権等管 理状況の把握と滞納整理 支援	計画										
3	徴収事務担当者の技術 力向上等による多重債務 者掘り起こしの強化	計画										
4	滞納整理方法の統一化 や情報共有化	計画										
5	債権回収のための研修 実施	計画										
備考		* 自力執行権 市税及び一部の債権は裁判所の判決を経ることなく、市自ら強制的に徴収することができる。これを自力執行権といい、国税徴収法の規定により滞納処分をすることができる。										

項目 名称	No. 26		課税の適正化による自主財源の確保									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	税務部 市民税課											
現状 と 課題	個人住民税の賦課は、国税・住民税の申告書や給与支払報告書等の課税資料を基に行われるが、これらの資料だけでは適正な課税が達成できない。このため、所得控除の適用誤りや所得の申告漏れに関する各種調査を実施し、より公平で適正な課税を実現する必要がある。											
取組 内容	1 扶養調査(概ね8月～12月に実施) 2 法定資料せん*調査(概ね8月～12月に実施) 3 給与支払報告書未提出事業所等調査(概ね8月～12月に実施)											
達成 目標	各種調査による課税の適正化											
効果	課税実績額の増加による自主財源の確保											
指標					現状		中間年度		最終年度			
各種調査の取組による課税実績の増加額(単年度)				目標 値		65,000千円 (見込み)		65,000千円		65,000千円		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 扶養調査	計画	→		→		→		→		→		
2 法定資料せん調査	計画	→		→		→		→		→		
3 給与支払報告書未提出 事業所等調査	計画	→		→		→		→		→		
4	計画											
5	計画											
備考		* 法定資料せん 税務署に提出義務のある給与、報酬等の支払調書の一覧。										

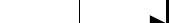
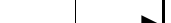
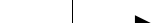
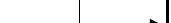
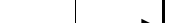
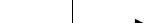
項目 名称	No. 27		償却資産の公平・適正な課税のための啓発及び調査の実施									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	税務部 資産税課											
現状 と 課題	固定資産税における償却資産については、事業者の申告により課税することになっているが、個人事業者については、償却資産について申告が必要なことを知らずに申告をしていないケースが多々見られる。また、申告書を提出している事業者においても、課税対象資産の申告漏れや対象外の資産計上など誤った申告も多く見られるため、申告の啓発や指導、内容の精査が必要となっている。											
取組 内容	1 申告啓発活動の充実 2 税務署調査による未申告者への申告指導、資産の申告漏れの疑いがある事業者への修正申告指導 3 事業者提出の固定資産台帳と、申告内容を照合する簡易調査の実施											
達成 目標	申告件数の増と申告内容の精査による公平・適正な課税の実現											
効果	税收増による歳入の確保											
指標					現状		中間年度		最終年度			
償却資産申告件数(単年度)			目標 値		9,000件 (見込み)		10,000件		10,300件			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 申告啓発活動	計画	→		→		→		→		→		
2 税務署調査による未申告者・資産無し申告者への申告指導	計画	→		→		→		→		→		
3 簡易調査	計画	→		→		→		→		→		
4	計画											
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 28		国民健康保険における医療費適正化事業の充実・強化									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	税務部 国保年金課											
現状 と 課題	少子高齢化の進展や医療の高度化により、被保険者が減少する一方、年々医療費は増加している。今後とも、持続可能な国保の財政運営を堅持するために、国保財政の健全化は不可欠であり、歳出の抑制と歳入の確保に努めなければならない。											
取組 内容	医療の適正な受診環境の整備等に努め、医療費の適正化、国保財政の健全化を図る。 1 レセプト内容の充実、点検実施体制の構築による診療報酬の適正化 2 ジェネリック医薬品使用促進の啓発(年3回) 3 保険給付等の分析(重複・頻回受診、重複・多剤服薬等の点検)に基づいた通知・指導による医療費の適正化 4 第三者行為求償、不当利得返還金の事務処理体制に関する関係機関との連携強化による収入の確保											
達成 目標	国保財政の健全化											
効果	医療費の伸びの抑制や不正請求の防止、適正な保険給付の実施と財源の確保											
指標					現状		中間年度		最終年度			
被保険者一人あたりの診療費(年額)			目標 値		288千円 (2017年度)		314千円		328千円			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 レセプト点検		計画										
2 ジェネリック医薬品使用 促進		計画										
3 保険給付等の分析・指導		計画										
4 第三者行為求償、不当利 得返還金の事務処理体 制の強化とその実施		計画										
5		計画										
備考												

項目名称	No. 29	国民健康保険税の収納率向上										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	税務部 国保収納課											
現状と課題	本市の国民健康保険制度は、高年齢層の被保険者が大きな割合を占めるため、医療費の水準が高くなっている。一方で、所得水準が低いため、保険料負担が重く、その結果、収納率が低下しているなど、保険制度の財政基盤は構造的にもろくなっている。このため、国民健康保険制度の安定した財政運営と、被保険者の納付の公平性を確保するために、収納率向上を図る必要がある。 なお、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方に対して、「特例制度」を適用し、一年間の徴収猶予を実施しているが、次年度以降の家計等に与える税負担の影響が懸念される。											
取組内容	1 滞納処分(預金、生命保険、給与、不動産等の差押え)の実施 2 催告と組み合わせた夜間、休日納付相談窓口の開設 3 新規滞納者に対する一次催告及び訪問徴収員等による口座振替勧奨の推進 4 新型コロナウイルス等の影響により納税困難な状況にある方への状況に応じた納税相談対応											
達成目標	現年度分の収納率向上											
効果	・国民健康保険制度の財政健全化 ・国民健康保険税負担の公平性の確保											
指標						現状		中間年度		最終年度		
国民健康保険税収納率(現年度分)					目標値	91.55% (2016年度)		91.75%		91.85%		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 滞納処分(預金、生命保険、給与、不動産等の差押え)の実施	計画											
2 催告と組み合わせた夜間、休日納付相談窓口の開設	計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
3 新規滞納者に対する一次催告及び口座振替勧奨	計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
4 新型コロナウイルス等の影響により納税困難な方への納税相談対応	計画					→	→	→	→	→	→	
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 30		一般廃棄物処理事業における歳入確保									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	環境部 環境施設課											
現状 と 課題	一般廃棄物の処理に多額の費用を要しており、焼却施設の余熱を利用して発電される電力に係る売電単価の見直しや他自治体と比べ低い水準となっている一般廃棄物処理手数料の見直しによる受益者負担の適正化などの歳入確保に向けた取り組みが必要である。											
取組 内容	1 エコクリーンプラザみやざき焼却施設で発生する電力に係る固定価格買取制度導入に向けた取組 2 焼却施設で発生する電力に係る固定価格買取制度移行後の効果検証 3 一般廃棄物処理手数料の見直しに向けた取組 4 「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例」の改正											
達成 目標	・固定価格買取制度への売電契約変更による売電収入の増加 ・一般廃棄物処理手数料の見直しによる受益者負担の適正化											
効果	一般廃棄物処理に係る歳入の確保											
指標					現状		中間年度		最終年度			
エコクリーンプラザみやざきにおける売電収入・直接搬入手数料の増(2017年度(平成29年度決算)比)				目標 値	100%		120%		120%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 焼却施設で発生する電力に係る固定価格買取制度導入に向けた取組	計画											
2 焼却施設で発生する電力に係る固定価格買取制度移行後の効果検証	計画											
3 一般廃棄物処理手数料の見直しに向けた取組	計画											
4 「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例」の改正	計画											
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 31		敬老バスカ事業の見直し									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	福祉部 長寿支援課											
現状 と 課題	70歳以上の高齢者の生きがいづくりや健康づくりのため、外出を促進することを目的とし、路線バスを宮崎市内で乗車か降車した場合、一乗車100円で利用することができる「敬老バスカ」を交付している。 対象年齢(70歳以上)人口が年々増加しており、今後の事業費の増大が懸念されているが、昨今の新型コロナウイルスの流行により利用者及び事業費が大幅に減少し、公共交通の運行に多大な影響が生じている現状がある。											
取組 内容	関係各課(拠点都市創造課、都市計画課等)と情報の共有を行い、新型コロナウイルスの状況も踏まえて意見を交えながら敬老バスカの市負担額や利用範囲等の事業内容の見直しについて検討を行う。 1 事業内容の検討 2 利用実績の調査・分析											
達成 目標	調査・分析結果に基づいた事業内容の見直し											
効果	事業の安定的な継続											
指標					現状		中間年度		最終年度			
敬老バスカ取扱業務委託料(単年度)				目標 値	368,178千円		355,000千円		355,000千円			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 事業内容の検討		計画										
2 利用実績の調査・分析		計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 32	介護保険料の収納率向上										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	福祉部 介護保険課											
現状 と 課題	現年度分は、年金天引きによる特別徴収は収納率100%であるが、納付書による普通徴収は収納率90%に届かず、特別徴収と普通徴収を合わせた収納率は98%台で推移している。また、滞納繰越分の収納率は20%程度となっている。 普通徴収の被保険者は、概ね所得水準が低いいため保険料負担が重く滞納につながる傾向にあるが、それに伴う給付制限の回避のため滞納の解消を図ると同時に、保険料の公平負担の観点から収納率向上を図る必要がある。 なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対して、徴収猶予や減免措置を適用しているが、収入減少に伴う今後の納付への影響が懸念される。											
取組 内容	1 介護保険制度の周知(給付制限等) 2 普通徴収対象者への口座振替の推進 3 滞納者に対する催告と納付相談員による訪問指導 4 財産調査に基づく差押え等の滞納処分の実施 5 新型コロナウイルス感染症等の影響により納付困難な状況にある方への状況に応じた納付相談対応											
達成 目標	収納率向上による被保険者間の保険料負担の公平性確保											
効果	介護保険制度の安定的運営											
指標					現状		中間年度		最終年度			
介護保険料収納率(現年度分)			目標 値		98.53% (2016年度)		98.61%		98.69%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	介護保険制度の周知(給付制限等)	計画										
2	普通徴収対象者への口座振替の推進	計画										
3	滞納者に対する催告と納付相談員による訪問指導	計画										
4	財産調査に基づく差押え等の滞納処分の実施	計画										
5	新型コロナウイルス等の影響により納付困難な方への納付相談対応	計画										
備考												

項目 名称	No. 33		母子父子寡婦福祉資金貸付金債権(滞納繰越分)の回収促進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	子ども未来部 子育て支援課											
現状 と 課題	母子父子寡婦福祉資金貸付金について、現年度分は目標償還率を維持しているが、滞納繰越分は、債務者の償還不履行や音信不通状態により、償還率が著しく低い状況にある。 貸付制度の適正かつ公平な運用を確保するために、滞納繰越分の償還率向上が課題となっている。											
取組 内容	債権回収業務を、ノウハウを有する弁護士法人等の民間事業者へ委託する。 1 プロポーザル方式による公募 2 受託業者との仕様についての協議及び契約 3 宮崎市から債務者への業務委託通知文書発送 4 債権回収業務実施(～R4年9月)											
達成 目標	母子父子寡婦福祉資金貸付金滞納繰越分償還率の向上											
効果	経費の節減及び貸付制度の適正かつ公平な運用											
指標						現状		中間年度		最終年度		
母子父子寡婦福祉資金貸付金(滞納繰越分)償還率 (単年度)					目 標 値	9.17%				15.00%		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	プロポーザル方式による 公募	計画					→					
2	受託業者との仕様につ いての協議	計画					→					
3	宮崎市から債務者への 業務委託通知文書発送	計画					→					
4	債権回収業務実施	計画						→				
5		計画										
備考		・令和2年度下半期から令和4年度上半期まで、2年間の業務委託 ・委託料は、受託者が提示した成功報酬割合による。										

項目 名称	No. 34	保育料の収納率向上										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	子ども未来部 保育幼稚園課											
現状 と 課題	少子化が進展している一方で、夫婦共働きにより生計を維持する世帯が増えるなど、保育のニーズは、なお高まりを見せている。保育料については、毎年約1%未満ではあるが、未納（現年分）が発生している状況にある。認可保育所の運営経費の財源確保、保育所利用者の応分の負担による公平性を保つため、収納率の向上を図る必要がある。 そのような中、令和元年10月に保育料の無償化が開始され、徴収する保育料が減少したため、費用対効果を考慮し、保育料収納推進制度及びコールセンター事業を廃止した。銀行納付が困難な世帯については、徴収員が訪問徴収を行っているが、非効率的であることが課題である。収納率を維持向上するために効率的で効果的な対策が必要である。 なお、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により収入がある一定の割合で減少した方に対して減免措置を適用しているが、収入減少に伴う今後の納付への影響が懸念される。											
取組 内容	1 宮崎市保育料収納推進員（認可保育所施設長）を活用した滞納分の納付指導等 2 前月未納分の納付勧奨 3 納付誓約書の提出・履行の強化 4 児童手当からの徴収申出書の提出強化 5 滞納整理担当課への事務移管の促進 6 新型コロナウイルス等の影響により納付困難な状況にある方への状況に応じた納付相談対応											
達成 目標	保育料の収納率の維持・向上											
効果	認可保育所の運営経費の財源と保育所利用者の公平性の確保											
指標					現状		中間年度		最終年度			
保育料収納率（現年度分）				値 目 標	99.12% (2016年度)		99.15%		99.20%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
宮崎市保育料収納推進 1 員を活用した滞納分の納付指導等		計画										
2 前月未納分の納付勧奨		計画										
3 納付誓約書の提出・履行 の強化		計画										
4 児童手当からの徴収申 出書の提出強化		計画										
5 滞納整理担当課への事 務移管の促進		計画										
新型コロナウイルス等の 6 影響により納付困難な方 への納付相談対応		計画										
備考												

項目名称	No. 35		道路占用物件の適正化									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	建設部 用地管理課											
現状と課題	平成17年度(2005年度)に実施した調査により道路占用物件の適正化指導に取り組んできた結果、当初の不適合物件*1の是正撤去や適合物件*2の申請件数も改善されてきた。しかしながら、道路占用に関する認知不足により新たな不法占用物件*3の増加や未申請物件も見受けられる。											
取組内容	1 適合物件占有者に対する道路占用許可手続の申請依頼又は撤去指導 2 不適合物件及び不法占用物件の占有者に対する撤去を含む適正化是正指導 3 不適合物件及び不法占用物件の発生を未然に防ぐための啓発活動											
達成目標	道路利用者の安全性、快適な道路空間の確保											
効果	・道路占用物の管理者による安全確保(道路占用制度に対する意識づけ) ・道路占用料収入の増による道路空間の維持確保											
指標					現状		中間年度		最終年度			
道路利用者の安全性、快適な道路空間の確保に向けた指導件数(単年度)			目標値		適合 177 不適合 不法 2, 162 (2016年度)		適合 393 不適合 不法 2, 267		適合 333 不適合 不法 1, 727			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 適合物件占有者に対する道路占用許可手続の申請依頼又は撤去指導	計画	→		→		→		→		→		
2 不適合物件及び不法占用物件の占有者に対する撤去を含む適正化是正指導	計画	→		→		→		→		→		
3 不適合物件及び不法占用物件の発生を未然に防ぐための啓発活動	計画	→		→		→		→		→		
4	計画											
5	計画											
備考	*1 不適合物件 道路占用基準を満たしていない未申請物件。 *2 適合物件 道路占用基準を満たしているが、申請されていない物件。 *3 不法占用物件 不適合かつ不法に道路を占用している物件。											

項目名称	No. 36	市営住宅家賃等の収納確保										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	建設部 建築住宅課											
現状と課題	平成28年度(2016年度)の収納率は、家賃92.12%(現年99.62%、滞納繰越11.58%)、駐車場使用料96.92%(現年99.58%、滞納繰越21.56%)、退去修繕費11.48%(現年90.31%、滞納繰越8.49%)であり、滞納繰越分の確保が困難になっている。 平成31年度(2019年度)以降は、新型コロナウイルス感染防止の観点から徴収活動が困難になる点や、経済状況や雇用状況の悪化等の理由から、徴収率の低下が予想される。収入の下がった入居者から申請があった場合は、現状の規定どおり、家賃の減免等の手続きを行う。											
取組内容	1 指定管理者への滞納整理に係る指導 2 長期高額滞納者*への厳格な法的措置の実施 3 退去滞納者への納入指導と回収可能な債権の明確化											
達成目標	市営住宅家賃等の収納率の向上及び適切な滞納整理の実施											
効果	市営住宅等の安定した運営と入居者間の公平性の確保											
指標					現状		中間年度		最終年度			
1 市営住宅家賃収納率(現年度分)				目標値	99.62% (2016年度)		99.70%		99.75%			
2 長期高額滞納者数					173人 (2017年8月末)		104人		70人			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)			
1 指定管理者への指導		計画										
2 長期高額滞納者への法的措置		計画										
3 退去滞納者の追跡調査、回収可否の整理		計画										
4		計画										
5		計画										
備考		* 長期高額滞納者 6か月以上または10万円以上の滞納がある者。										

項目 名称	No. 37	上下水道料金等の収納率向上										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	上下水道局 料金課											
現状 と 課題	平成23年度(2011年度)に料金センターを開設し、委託業務の受託者と連携しながら上下水道料金等の収納率の向上に努めているが、景気停滞等の要因から、今後も収納率の低下が懸念される。上下水道財政の健全化及び負担の公平性を確保するため、収納率の向上を図る必要がある。 なお、令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルスの影響により水道料金の減額措置や納付困難な方に対する支払猶予を実施しているが、今後の経済状況等に伴い収納への影響が懸念される。											
取組 内容	1 料金センター委託受託者が行う滞納整理業務の進捗管理と指導監督 2 必要に応じた給水停止や滞納処分等の実施 3 新型コロナウイルス等の影響により納付困難な状況にある方への状況に応じた納付相談対応											
達成 目標	令和4年度(2022年度)の収納率(現年度(5月末)) 水道料金 98.91% 下水道使用料 98.90%											
効果	上下水道財政の健全化及び負担の公平性が確保される											
指標					現状		中間年度		最終年度			
1 水道料金収納率(現年度分)*			目標 値		(水) 98.75% (2016年度)		(水) 98.87%		(水) 98.91%			
2 下水道使用料収納率(現年度分)*					(下) 98.80% (2016年度)		(下) 98.86%		(下) 98.90%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
料金センター委託受託者が行う滞納整理業務の進捗管理と指導監督(通年)		計画										
必要に応じた給水停止や滞納処分等の実施(随時)		計画										
新型コロナウイルス等の影響により納付困難な方への納付相談対応		計画										
4		計画										
5		計画										
備考		* 公営企業会計においては出納整理期間はないが、目標とする収納率は、市税等と同様に5月末現在の値を用いている。										

項目 名称	No. 38		公共施設の効率的・効果的な管理									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	1	需要を見据えた公共施設等サービスの見直し									
所管課	企画財政部 行政経営課											
現状 と 課題	平成29年(2017年)2月に、「宮崎市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の「総量の最適化」「質の向上」「投資の厳選」に取り組むこととした。 本市が保有する公共施設の多くが30年以上経過し、老朽化が進んでいるため、今後、多額の修繕更新費用が見込まれ、財政負担が懸念される。											
取組 内容	1 公共施設の実態を点検・分析するためデータベースの更新 2 施設評価を基に、今後も引き続き保有する施設は「公共施設経営適正化計画」を策定 3 公共施設経営適正化計画に沿った施設経営の実施											
達成 目標	施設の保有量の適正化											
効果	将来の公共施設の更新修繕費の縮減及び平準化											
指標					現状		中間年度		最終年度			
施設評価実施率(施設評価実施施設数／施設評価対象施設数)			目標値		33.3% (2巡目*)		100% (2巡目*)		66.6% (3巡目*)			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	データベースの更新(実態調査及び施設評価)	計画	→		→		→		→		→	
2	公共施設経営適正化計画の策定	計画	→		→		→		→		→	
3	公共施設経営適正化計画に沿った施設経営の実施	計画	→									
4		計画										
5		計画										
備考		* 施設評価では、対象施設を4年毎に再評価する計画としている。そのため、平成29年度(2017年度)から2巡目、令和3年度(2021年度)から3巡目となる施設評価への取組を予定している。										

項目名称	No. 39	公立公民館（地区公民館）の最適な施設経営への取組										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	1	需要を見据えた公共施設等サービスの見直し									
所管課	地域振興部 地域コミュニティ課											
現状と課題	公立公民館のうち地区公民館は事務補助執行により、地域振興部が施設の管理運営、維持管理及び整備、地域連携の事業に関することを所管し、地区公民館における定期講座の総合的な企画や公民館等職員の社会教育に関する研修は教育委員会が所管しているが、住民ニーズや地域課題も多様で複雑化、高度化し、生涯学習への要求も大きくなる中で、両部局における役割分担や連携のあり方の整理が必要になっている。 また、老朽化した地区公民館の建て替えが喫緊の課題であるため、平成29年度（2017年度）に「宮崎市公立公民館等整備及び長寿寿命化計画」を策定している。本計画に沿って、今後、真に必要な機能を見極めながら施設整備を進めるとともに、効果的、効率的な施設経営に向け、検討を行う必要がある。											
取組内容	1 「宮崎市公共施設使用料設定基準」に沿った施設運営（受益者負担）の検討 2 地区公民館の利用状況の分析に基づく稼働率向上のための取組 3 効果的、効率的で地域ニーズに対応した管理運営体制のあり方と新たな運営手法導入の検討 4 検討結果の反映											
達成目標	・「宮崎市公共施設使用料設定基準」に基づいた適正な受益者負担の設定 ・地区公民館各室の稼働率向上と効果的、効率的で地域ニーズに対応した管理運営体制の構築											
効果	住民満足度を維持した効果的、効率的な地区公民館の施設経営											
指標					現状		中間年度		最終年度			
地区公民館の稼働率向上				目標値	31.6% (2016年度)		32.4%		33.6%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 適正な受益者負担の設定見直し	計画											
2 稼働率向上の取組み	計画											
3 ニーズに対応した管理運営体制のあり方と新たな運営手法導入の検討	計画											
4 検討結果の反映	計画											
5	計画											
備考												

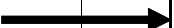
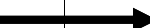
項目名称	No. 40		生きがい支援施設の適正な管理運営									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	1	需要を見据えた公共施設等サービスの見直し									
所管課	福祉部 長寿支援課											
現状と課題	生きがい支援施設は市内で20か所あり、高齢者の健康増進及び交流の場を目的として設置しており、多くの高齢者の生きがいづくりの場となっている。 ただし、昭和40年、50年代に建てられた施設も多く、建物及び設備共に老朽化が進んでいるため、工事、修繕案件が毎年増加している。											
取組内容	1 定期点検結果や各施設管理者の意見を踏まえた工事、修繕への早急な対応 2 管理運営上の緊急性、必要性に基づく計画的な施設の維持 3 老朽化が著しく、維持管理が困難な施設等の管理運営の見直し及び保有数の最適化の検討 4 施設の管理運営の見直し検討結果に基づいた取組の推進											
達成目標	・計画的な維持管理による経費の抑制 ・施設の管理運営の見直しの検討継続による保有数の最適化											
効果	施設の計画的な管理、運営											
指標					現状		中間年度		最終年度			
効率的、計画的な修繕にむけた指定管理者との協議回数(単年度)			目標値		0		2		3			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 工事・修繕への早急な対応	計画											
2 計画的な施設の維持	計画											
3 保有数の最適化検討	計画											
4 検討結果に基づいた取組	計画											
5	計画											
備考	南部老人福祉センター 1980年5月設置。 跡江老人いこいの家 1974年7月設置。 古城老人いこいの家 1983年7月設置。 赤江老人福祉センター 1982年5月設置。 住吉老人いこいの家 1977年4月設置。											

項目 名称	No. 41		宮崎市自然休養村センターの運営見直し									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	1	需要を見据えた公共施設等サービスの見直し									
所管課	農政部 森林水産課											
現状 と 課題	宮崎市自然休養村センターの運営見直し計画に基づき、令和元年度(2019年度)に利用料金(減免額)改定後の経営状況の把握と分析を行った。 利用者は、ピーク時には130,000人、現在は100,000人以上が利用する施設である。開設後、約40年が経過し本館施設の老朽化や平成14年(2002年)に新設した温泉施設のボイラー等が耐用年数を迎え、施設の修繕や大規模改修が必要となることから、効率的な施設の運営見直しを行う必要がある。 又、平成29年度(2017年度)施設評価において「継続(あり方を検討)」となったため、老朽化した施設の建て替えや一部改修をする場合の、PFIの可能性等を検討し、今後の施設のあり方について方向性を定める必要がある。											
取組 内容	1 施設の利用状況、経営状況の把握と分析 2 施設の運営見直しについて研究・検討 3 検討結果に基づく施設運営への取組 4 施設のあり方について検討											
達成 目標	最適な施設運営、経営に向けた取組促進											
効果	施設経営の効率、安定化											
指標					現状		中間年度		最終年度			
検討会の開催数				目標 値	0回		8回 (2020年度)		4回			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)			
1	施設の利用状況、経営状況の把握と分析	計画										
2	施設の運営見直しについて研究・検討	計画										
3	検討に基づく施設運営への取組	計画										
4	施設のあり方について検討	計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 42		農業集落排水施設の最適な維持管理									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	1	需要を見据えた公共施設等サービスの見直し									
所管課	上下水道局 下水道整備課											
現状 と 課題	農業集落排水施設*1は、旧宮崎市内においては平成7年(1995年)から、旧4町域においては平成元年(1989年)から順次供用を開始しており、令和2年(2020年)現在、全16施設の内、9施設で供用後20年が経過している。 今後、施設の老朽化に伴う修繕・改築に多額の費用を要する。											
取組 内容	全16施設の最適な維持管理を検討するとともに、接続可能な公共下水道*2が近隣にある3施設について、「施設の修繕・改築費用」と「公共下水道接続費用」を比較し、より低コストな汚水処理手法を採用する。 1 農業集落排水施設(13施設)の最適整備構想策定(平成30年度(2018年度)6施設、令和元年度(2019年度)7施設の機能診断を実施し、令和2年度(2020年度)に構想を策定) 2 3施設の修繕・改築費用と公共下水道接続費用の比較検討 3 農業集落排水施設の公共下水道接続 (令和3年度(2021年度)1施設、令和4年度(2022年度)2施設接続)											
達成 目標	農業集落排水施設の最適整備構想策定と公共下水道への統合											
効果	低コストな維持管理											
指標					現状		中間年度		最終年度			
最適な維持管理を目的とした農業集落排水施設の削減			目標 値		16施設		16施設		13施設			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	農業集落排水施設(13施設)の最適整備構想策定	計画	→		→		→					
2	3施設の修繕・改築費用と公共下水道接続費用の比較検討	計画	→									
3	公共下水道接続	計画			→		→		→		→	
4		計画										
5		計画										
備考			*1 農業集落排水施設 農業振興区域内的の農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。 *2 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理する施設。									

項目 名称	No. 43		橋梁長寿命化の方策の推進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	2	公共施設等の長寿命化の推進									
所管課	建設部 道路維持課											
現状 と 課題	市が管理する橋梁1,160橋について、橋梁長寿命化修繕計画策定事業に基づき、修繕計画を策定しており、この計画に基づき、優先度・緊急度の高い橋梁から、概ね10か年を目安に修繕工事を行っている。											
取組 内容	1 橋梁長寿命化修繕計画策定事業の推進（点検の実施、修繕計画の策定） 2 橋梁修繕詳細設計の委託 （優先度、緊急度の高い橋梁を対象とした修繕詳細設計業務委託） 3 橋梁修繕工事の実施（前年度の修繕詳細設計に基づいた修繕工事の実施）											
達成 目標	計画に沿った修繕工事の実施											
効果	予防保全型の補修により、維持管理に係るトータルコストが縮減できる											
指標					現状		中間年度		最終年度			
橋梁長寿命化の推進率(修繕工事を実施した割合)				目 標 値	13%		42%		44%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)			
1	橋梁長寿命化修繕計画 策定事業の推進	計画										
2	橋梁修繕詳細設計の委 託	計画										
3	橋梁修繕工事の実施	計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 44		道路施設長寿命化の方策の推進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	2	公共施設等の長寿命化の推進									
所管課	建設部 道路維持課											
現状 と 課題	市が管理する道路施設であるトンネル5箇所、大型カルバート6箇所、横断歩道橋10橋、門型標識3基、土工構造物(法面)21箇所について、平成27年度末(2015年度末)に道路施設長寿命化修繕計画を策定。この計画に基づき、優先度・緊急度の高い施設から概ね10か年を目安に、詳細設計および修繕工事を行っていく。											
取組 内容	1 道路施設長寿命化修繕計画策定事業の推進(点検の実施、修繕計画の策定) 2 道路施設修繕詳細設計の委託 (優先度、緊急度の高い施設を対象とした修繕詳細設計業務委託) 3 道路施設修繕工事(前年度の修繕詳細設計に基づいた修繕工事の実施)											
達成 目標	計画に沿った修繕工事の実施											
効果	予防保全型の補修により、維持管理に係るトータルコストが縮減できる											
指標					現状		中間年度		最終年度			
道路施設長寿命化の推進(老朽化した施設に対する修繕割合)				目標 値	4%		13%		17%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	道路施設長寿命化修繕 計画策定事業の推進	計画										
2	道路施設修繕詳細設計 の委託	計画										
3	道路施設修繕工事の実 施	計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 45		舗装長寿命化の方策の推進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	2	公共施設等の長寿命化の推進									
所管課	建設部 道路維持課											
現状 と 課題	市が管理する道路は、総延長約2,600kmあり、アスファルト舗装が約2,400km、コンクリート舗装が約50kmとなっている。建設後数十年経過している路線が多く、今後も損傷が進行することが予想されるため、長期的な視点に基づき、計画的な修繕を行っていくことが急務となっている。 平成25年度(2013年度)に路面性状調査*を実施し、平成29年(2017年)3月に「宮崎市舗装長寿命化修繕計画」を策定した。計画に基づき予防保全型の修繕へ転換を図る。											
取組 内容	1 修繕設計の実施(修繕を行う路線に対して詳細な調査の実施、修繕の範囲、工法等を検討) 2 修繕工事の実施(修繕設計に基づき、修繕工事を実施)											
達成 目標	計画に沿った修繕工事の実施											
効果	予防保全型の補修により、維持管理に係るトータルコストが縮減できる											
指標					現状		中間年度		最終年度			
舗装長寿命化の推進率(修繕を必要とする路線に対する着手割合)				目標 値	19%		69%		100%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 修繕詳細設計		計画										
2 修繕工事		計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考		* 路面の状態を調査し、路線ごとに損傷度合いの評価を実施した。										

項目 名称	No. 46		長寿命化計画に基づいた公園施設の計画的な改築・更新の実施									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	2	公共施設等の長寿命化の推進									
所管課	都市整備部 公園緑地課											
現状 と 課題	本市は、現在505箇所(731.18ha)* ¹ の公園を管理しているが、供用開始からかなりの年数が経過した公園が多く、公園内施設も老朽化や現在の基準に合わないものが多くなっている。 長寿命化計画の対象だけでも294公園で34,816施設と膨大であり、これらの公園施設* ² を一度に補修・更新を行うことは不可能であるため、平成28年度(2016年度)に策定した「宮崎市公園施設長寿命化計画(計画期間:平成28年度(2016年度)～令和7年度(2025年度))」に基づき、施設毎の緊急度、優先度に応じた計画的、効率的な施設の補修・更新を実施する必要がある。											
取組 内容	1 「宮崎市公園施設長寿命化計画」(計画期間:平成28年度(2016年度)～令和7年度(2025年度))と日常的な点検や維持管理の結果に基づいた公園施設の補修・更新											
達成 目標	「宮崎市公園施設長寿命化計画」に基づいた公園施設の計画的な補修・更新を実施する											
効果	・市が管理する公園施設の安全性や機能が確保される ・効率的な維持管理が行われ、ライフサイクルコストの縮減が期待できる											
指標					現状		中間年度		最終年度			
「宮崎市公園施設長寿命化計画」に基づいた補修・更新の実施率			目標 値		2% (2016年度)		45%		67%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	長寿命化計画に基づく公園施設の補修・更新	計画										
2		計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考		*1 公園数・面積・施設数は、長寿命化計画策定時(平成28年(2016年)7月現在)。 *2 公園施設 公園施設とは、都市公園法第2条第2項各号に掲げる施設を指す。										

項目 名称	No. 47		学校施設における長寿命化計画の策定及び同計画に基づく維持管理の実施									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	2	公共施設等の長寿命化の推進									
所管課	教育委員会 学校施設課											
現状 と 課題	学校施設は、昭和40年代から50年代にかけての児童生徒急増期に校舎や屋内運動場等の建設を行ってきたため、建築後30年以上を経過した建物が全体棟数の7割を占めており、老朽化が進行している。 老朽化が進行している施設を全て従来の改築の手法で対応していくのは財政面で相当な負担増になる。											
取組 内容	定期点検や改修履歴による劣化、損傷等の老朽化の状況を把握し、優先順位付けや予算の平準化、トータルコストの縮減等を加えた「長寿命化計画*」を策定し、民間活力の導入検討と老朽化していく学校施設の機能維持に取り組む。 1 長寿命化計画の策定 2 長寿命化計画に基づいた学校施設の機能維持、整備											
達成 目標	学校施設における長寿命化計画に基づく、施設の維持管理の実施											
効果	・中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化が図られる ・学校施設全体を機能維持していく整備計画として活用できる											
指標					現状		中間年度		最終年度			
			目標 値									
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 長寿命化計画の策定	計画	→										
2 長寿命化計画に基づく施設の整備	計画			→								
3	計画											
4	計画											
5	計画											
備考		* 長寿命化計画 基本的な方針に基づく実際の整備内容や時期、費用等を具体的に表す計画。										

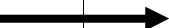
項目 名称	No. 48		指定管理者制度の効率的・効果的な運用									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	3	民間活力を生かした公共施設等の管理運営									
所管課	企画財政部 行政経営課											
現状 と 課題	平成15年(2003年)9月より導入された指定管理者制度の趣旨に沿って、制度の定着化・透明性の確保に努め、令和2年(2020年)4月1日現在、215施設において指定管理者制度を導入している。 指定管理者制度の評価及び効果を検証し、効率的・効果的な運用を行う必要がある。											
取組 内容	1 指定管理者の評価、効果の検証(モニタリングの実施) 2 指定管理者の評価、効果の検証(第三者評価の実施)											
達成 目標	より効率的で効果的な施設の運用											
効果	市民サービスの向上と施設利用者数の増加											
指標						現状		中間年度		最終年度		
人口(各年度4月1日現在)に対する 利用料金施設の利用者数の割合 年間施設利用者／人口					目 標 値	8.39% (25施設)		8.54%		8.63%		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 評価・効果の検証 (モニタリングの実施)	計画		→		→		→		→		→	
2 評価・効果の検証 (第三者評価の実施)	計画				→		→		→		→	
3	計画											
4	計画											
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 49		PPP/PFI手法の効果的な活用									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	3	民間活力を生かした公共施設等の管理運営									
所管課	企画財政部 行政経営課											
現状 と 課題	平成29年(2017年)3月に「宮崎市PFI導入の手引」を策定し、一定規模の整備事業において、PPP/PFI手法導入を優先的に検討することとしている。 公共施設サービスの向上や経費の節減を図るため、民間ノウハウの活用や適切な事業手法の選定を行う必要がある。											
取組 内容	1 導入可能性調査の実施 2 地域プラットフォーム*1への参画 3 サウンディング型市場調査*2の実施											
達成 目標	効率的・効果的な事業手法の検討											
効果	公共施設サービスの向上及び経費の節減											
指標					現状		中間年度		最終年度			
サウンディング型市場調査の実施				目標 値	—		2件		2件			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 導入可能性調査の実施	計画											
2 地域プラットフォームへの参画	計画											
3 サウンディング型市場調査の実施	計画											
4	計画											
5	計画											
備考		*1 地域プラットフォーム 地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体のPPP/PFI案件形成を目指した取組。 *2 サウンディング型市場調査 公有資産(土地・建物)の活用等の検討段階で、公募による「対話」を通じ、民間事業者から広く意見・提案を求め、民間事業者のアイデアや市場性の有無について把握する調査。										

項目 名称	No. 50	電力入札の導入										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	3	民間活力を生かした公共施設等の管理運営									
所管課	企画財政部 行政経営課											
現状 と 課題	電力入札(新電力導入)については、平成27年(2015年)2月から一部の公共施設で導入しており、導入前より電気料金が削減され、一定の効果が得られていることから、その他の公共施設においても施設の特性を踏まえ順次導入を進めている。											
取組 内容	1 新規導入施設の検討 2 電力入札の実施(事務手続きについては各施設所管課)											
達成 目標	削減効果が見込まれる施設への電力入札(新電力)の導入											
効果	電力入札による電気料金の削減											
指標					現状 (H29年度)		中間目標 (R2年度)		最終目標 (R4年度)			
各年度の入札における電気料金削減額(入札時点)				目標	12,266千円		73,751千円		111,706千円			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 新規導入施設の検討		計画										
2 電力入札の実施 (契約期間: 10.1～9.30) ※令和元年度のみH31.4.1～R2.9.30		計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 51		ESCO事業の活用									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	3	民間活力を生かした公共施設等の管理運営									
所管課	福祉部 福祉総務課											
現状 と 課題	市内の地域福祉活動・健康増進・市民交流等のための拠点施設につき、空調・ボイラー等の老朽化が見られているほか、浴室等も設置されておりエネルギー使用量が大きいことから、効率的・効果的な施設運営を想定した設備更新を図る必要がある。 (設備更新予定施設：宮崎市佐土原地域福祉センター、宮崎市田野総合福祉館)											
取組 内容	施設の規模や特性に合った省エネ・省コスト化が図れるよう、適切な設備導入及び運営・維持管理方針について事業者より提案を受けることができるESCO事業*を活用し、設備更新を行うことにより、効率的・効果的な施設運営が図られるとともに、利用者が快適に安心して施設を利用できる。 1 ESCO事業者の公募・優先交渉権者の選定 2 ESCO事業の契約締結 3 施設の設備改修 4 施設の運営・維持管理											
達成 目標	老朽化している設備の適切な更新											
効果	・設備更新に伴う省エネルギー・省コスト化の実現 ・財源的に有利な起債の活用による財政面での市負担額の軽減											
指標					現状 (H29年度)		中間目標 (R2年度)		最終目標 (R4年度)			
適切な設備更新及び省エネ・省コスト化の実現				目標	—		設備更新 実施		光熱水費 2,024千円 削減 (H29-H30比)			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	ESCO事業者の公募・優先交渉権者の選定	計画			→							
2	ESCO事業の契約締結	計画					→					
3	施設の設備改修	計画					→					
4	施設の運営・維持管理	計画							→			
5		計画										
備考		*ESCO事業・・・ESCO(Energy Service Company)事業 一般的な設備改修において、通常は分離して行われる設計・工事・維持管理のプロセスを、省エネの専門家が中心となり一貫して実施することで、省エネ・省コストの面でより大きな効果を生み出す事業										

項目 名称	No. 52	公立保育所給食調理等業務の円滑な実施										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	3	民間活力を生かした公共施設等の管理運営									
所管課	子ども未来部 保育幼稚園課											
現状 と 課題	公立保育所においては、給食調理等について直営で運営してきたところだが、今後の効率的かつ安定的な給食の運営のため、令和2年度(2020年度)より、青島保育所において給食調理等業務を外部に委託することとした。 今後も、公立保育所について、効率的かつ安定的な給食の運営のため、適切な運営方法を検討する必要がある。											
取組 内容	直営で行っている保育所給食調理等業務について、効率的かつ安定的な実施方法を検討する。											
達成 目標	保育所給食調理等業務の円滑な実施											
効果	経費の節減及び安定的な給食の提供											
指標						現状 (H29年度)		中間目標 (R2年度)		最終目標 (R4年度)		
保育所給食調理等業務に係る経費の節減効果(単年度)					目標	—		5,342千円		9,290千円		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
保育所給食調理等業務 1 の効率的かつ安定的な 実施方法の検討		計画					→		→		→	
2		計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 53		観光施設における運営の見直し									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	3	民間活力を生かした公共施設等の管理運営									
所管課	観光商工部 観光戦略課											
現状 と 課題	青島地域には観光施設が4施設（道の駅フェニックス、宮崎白浜オートキャンプ場、青島参道南広場、青島ビーチセンター）あり、それぞれ指定管理者制度を導入し運営を行っている。しかし、施設や設備の老朽化が進み、修繕・改修が度重なる中、施設のあり方や、利用者を増やす等の運営の見直しに取り組む必要がある。											
取組 内容	民間活力導入を含めたより効率的な施設運営の見直しを進める。 1 青島ビーチセンターの利用者増加に向けた方策の検討・実施 2 青島参道南広場の運営の見直し（令和元年度（2019年度）） 3 白浜オートキャンプ場の運営の見直し（令和元年度（2019年度）） 4 道の駅フェニックスの運営の見直し（令和2年度（2020年度）～令和3年度（2021年度））											
達成 目標	民間活力導入を含めた施設運営の実施											
効果	利用者数の増加											
指標					現状		中間年度		最終年度			
青島ビーチセンターの利用者数（年間）				目 標 値	13万人*		14万人		15万人			
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		令和2年度 （2020年度）		令和3年度 （2021年度）		令和4年度 （2022年度）	
1 青島ビーチセンターの利 用者増加に向けた方策 の検討・実施	計画											
2 青島参道南広場の運営 の見直し	計画											
3 白浜オートキャンプ場の 運営の見直し	計画											
4 道の駅フェニックスの運 営の見直し	計画											
5	計画											
備考	* 平成29年度末（2017年度末）における利用者数。											

項目名称	No. 54	市営住宅等管理戸数の最適化と居住環境の向上及びPFI等を活用した公営住宅の整備										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	3	民間活力を生かした公共施設等の管理運営									
所管課	建設部 建築住宅課											
現状と課題	市営住宅等の管理戸数は、平成29年(2017年)4月1日現在で、5,488戸となっている。今後の人口減少等を踏まえ、「宮崎市公営住宅等長寿命化計画(平成28年(2016年)10月改定)」では、平成37年(2025年)の管理戸数を約5,150戸としており、厳しい財政状況の中、管理戸数の最適化に向けた事業の推進を図っている。 耐用年限の2分の1を経過する住宅数が全体の約6割を占めており、今後、老朽化した住宅の更新や維持管理費の増加が懸念される一方、時代のニーズに合う良質な住宅の形成が求められている。											
取組内容	1 事後保全*1から予防保全*2への転換・定期点検や修繕履歴等を踏まえた計画的な改修・改善による建物の長寿命化 2 ライフサイクルコストの検証結果に基づく建て替えと老朽化した小規模団地の集約化及び用途廃止等への取組 3 入居率や居住環境の改善などに向けた個別住戸改善による既存ストックの有効活用 4 高齢者世帯の増加を見越したバリアフリー化の実施 5 総事業費10億円以上の建替事業を対象とした民間の資金やノウハウ等を活用するPFI*3等による建替事業の実施											
達成目標	・長寿命化計画に沿った管理戸数の最適化 ・PFI等を活用した建て替えの実施											
効果	・計画的な改修等による維持管理費の平準化 ・建て替えや住戸改善による居住環境の向上(高度バリアフリー化住戸の増加等) ・PFI等を活用した建替事業の実施による事業費の縮減(VFM)											
指標					現状		中間年度		最終年度			
市営住宅等の管理戸数			目標値		5,488戸		5,471戸		5,259戸			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	施設の予防保全に向けた計画的な維持管理の実施	計画										
2	施設のライフサイクルコストの検証による建て替えと集約化及び用途廃止	計画										
3	入居率向上や居住環境向上を目的とした個別住戸改善の実施	計画										
4	建替事業での高度バリアフリー化の実施	計画										
5	PFI等を活用した建替事業の実施	計画										
備考			*1 事後保全 実際に異常や故障が発生してから修繕等を実施する方法。 *2 予防保全 施設の劣化の有無等を予測した上で計画的に維持保全等を行う方法。 *3 PFI 公共施設等の設計、建設、運営等を民間の資金、経営能力や技術的能力を活用して、効率的、かつ効果的に実施する事業手法。									

項目名称	No. 55	小学校空調設備整備への民間活力の導入									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組								
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」								
	小	3	民間活力を生かした公共施設等の管理運営								
所管課	教育委員会 学校施設課										
現状と課題	小中学校の室内環境対策として、これまで普通教室に扇風機を設置するなど、様々な対策を講じているが、近年の記録的な猛暑は顕著であり、児童生徒の健康を守るうえで、小中学校への空調設備の整備は喫緊の課題となっている。										
取組内容	全小中学校72校のうち、既に空調設備が整備されている14校及び令和元年度に直轄工事により整備する28校を除く小学校30校の普通教室に空調設備を整備するにあたり、PFI方式*等の民間活力の導入可能性調査を行う。 1 事業化に向けた検討 導入可能性調査結果に基づき、民間活力の導入が最適であると評価決定された場合は、事業実施に向けた手続きを進める。 2 事業者の公募 3 事業者の選定 4 事業者との契約交渉 5 空調設備の整備・維持管理等										
達成目標	・導入可能性調査の実施 ・調査結果に基づき、民間活力の導入が最適であると評価決定された場合は、民間活力を活用した空調設備の整備・維持管理等										
効果	(民間活力を活用して事業を実施する場合) ・サービス水準の向上 ・財政負担の軽減										
指標					現状		中間年度		最終年度		
(民間活力を活用して事業を実施する場合) 空調設備整備の対象となる小学校(30校)のうち整備校数				目標値	—		—		30校		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		
1 事業化に向けた検討	計画			→							
2 事業者の公募	計画				→						
3 事業者の選定	計画				→						
4 事業者との契約交渉	計画					→					
5 空調設備の整備・維持管理等	計画									→	
備考	* PFI 民間の資金と経営能力・技術力等を活用し、設計・建設・維持管理・運営等を一括して民間事業者が行う公共事業手法の一つ。										

項目 名称	No. 56		下北方浄水場脱水処理施設の更新									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	3	民間活力を生かした公共施設等の管理運営									
所管課	上下水道局 浄水課											
現状 と 課題	基幹浄水場である下北方浄水場は、平成20年度(2008年度)より大規模改修事業に着手し、老朽化や耐震対策のより一層の強化に向けて施設更新を行っている。 脱水処理施設(昭和52年(1977年)設置)の整備更新では、民間事業者の技術力、ノウハウ等を活用するPPP/PFI手法の導入により、コスト削減を検討する必要がある。 そのような中、平成30年度(2018年度)にPPP/PFI手法導入の詳細な検討を行い、デザイン・ビルド方式で実施する方針を公表した。また、令和元年度(2019年度)には、事業者の募集・選定・契約を行うためのアドバイザー業務を発注し、実施方針を策定・公表した。令和2年度(2020年度)には募集要項等を公表し、年度内に事業者を選定する予定である。											
取組 内容	PPP/PFI手法導入の検討および実施 1 詳細な検討(VFMの算定、PPP手法の選定、事業可否の判断) 2 実施方針の策定・公表・事業者選定 3 施設更新											
達成 目標	下北方浄水場脱水処理施設整備におけるPPP/PFI手法の導入											
効果	更新費用のコスト削減											
指標					現状		中間年度		最終年度			
更新事業の進捗率				目標 値	0%		10%		71%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)			
1 詳細な検討	計画	→										
2 実施方針の策定・公表・ 事業者選定	計画			→								
3 施設更新	計画						→					
4	計画											
5	計画											
備考	脱水処理施設整備更新の事業期間 平成30年度(2018年度)～令和6年度(2024年度)予定。											

項目 名称	No. 57		大淀処理場下水汚泥処理施設の更新									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	3	民間活力を生かした公共施設等の管理運営									
所管課	上下水道局 下水道施設課											
現状 と 課題	大淀処理場の下水汚泥焼却施設は、令和5年度（2023年度）には運転開始から30年目となり、老朽化が著しく更新検討が必要になっている。下水道法改正（平成27年度（2015年度））により「下水汚泥を燃料・肥料として再生利用する努力義務（第21条の2）」が明確化されている。 汚泥処理施設の更新にあたり、従来の焼却処理方式に加え、燃料化、乾燥肥料化、コンポスト化施設などの最適な汚泥の処理方式の選定を進める必要がある。											
取組 内容	1 詳細な検討（VFMの算定、PPP手法の選定、事業可否の判断） 2 次の上下水道事業マスタープラン（平成32年度（2020年度）～平成41年度（2029年度））の素案に計画を登載 3 国への事業認可申請と概算要望 4 PPP/PFI手法に基づいた事業者選定 5 設計・施工											
達成 目標	PFI等手法*1により汚泥処理施設整備の事業者を決定する。令和8年度（2026年度）の供用開始を目指す。											
効果	下水汚泥リサイクル率の向上及び従来型手法*2に比べてコスト削減が期待できる											
指標					現状		中間年度		最終年度			
整備工事（設計・施工）の進捗率				目標 値	0%		0%		1%			
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		令和2年度 （2020年度）		令和3年度 （2021年度）		令和4年度 （2022年度）	
1 詳細な検討	計画											
2 みやざき水ビジョン2020 に登載	計画											
3 事業認可申請 概算要望	計画											
4 事業者選定	計画											
5 設計・施工	計画											
備考		*1 PFI等手法 公共施設等の設計、建設、運営等を民間の資金、経営能力や技術的能力を活用して、効率的、かつ効果的に実施する事業手法。 *2 従来型手法 自治体が自ら公共施設等の設計・建設・運営を行う手法。										

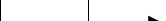
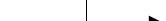
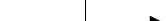
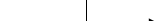
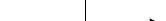
項目 名称	No. 58		地方公会計(統一的な基準)の財務書類の公共施設マネジメントへの活用									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	4	公有財産の利活用の推進									
所管課	総務部 管財課											
現状 と 課題	本市では、平成20年度(2008年度)決算から「総務省方式改訂モデル」にて財務書類の作成・公表を行うなど地方公会計に取り組んできた。しかしながら、複数の作成方法が混在し、他団体との比較が容易にできないため、平成27年(2015年)1月に、総務大臣より平成28年度(2016年度)決算分から「統一的な基準」による財務書類作成について要請があった。 「統一的な基準」では、固定資産台帳の整備が必須となるため、適切な資産管理や様々な分析手法への活用が期待されている。											
取組 内容	1 固定資産台帳の年次更新 2 固定資産台帳の整備を踏まえた財務書類の活用方法についての他市事例を参考にした検討 3 公共施設マネジメントへの活用推進											
達成 目標	財務書類の活用方針を定め、有効的に活用する											
効果	効率的で持続可能な公共施設マネジメントが可能となる											
指標					現状		中間年度		最終年度			
固定資産台帳の公表				目標 値	年1回 (12月末まで)		年1回 (12月末まで)		年1回 (12月末まで)			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 固定資産台帳の年次更新	計画		→		→		→		→		→	
2 財務書類の活用方法の検討	計画	→		→		→		→		→		
3 財務書類の公共施設マネジメントへの活用	計画			→	→	→	→	→	→	→	→	
4	計画											
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 59		公用・公共用施設跡地(未利用地)の活用の具体的な検討									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	4	公有財産の利活用の推進									
所管課	総務部 管財課											
現状 と 課題	社会情勢の変化や施設の統廃合等により発生した、公用・公共用施設跡地や未利用地については、公有地調整委員会において、売却等を含む有効活用の方向性が示され、その方針に基づき、未利用地の有効活用について所管課が取り組んでいる。 未利用地については、行財政運営の効率化、健全化を図る観点から、方向性に基づき有効活用が図られるべきだが、土地の形状や利用上の規制などから有効活用が困難な場合がある。											
取組 内容	1 公有地調整委員会による判定、評価 2 判定済みの未利用地の現況調査 3 有効活用の検討・実施											
達成 目標	有効活用に関する基本指針により、公用・公共用施設跡地の活用を図る											
効果	未利用地の発生の抑制及び解消により効率的な行財政運営が図られる											
指標						現状		中間年度		最終年度		
未利用地有効活用件数(延べ件数)					目 標 値	13件		23件		30件		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 公有地調整委員会の開催	計画		→		→		→		→		→	
2 未利用地の現況調査	計画		→		→		→		→		→	
3 有効活用の検討・実施	計画		→		→		→		→		→	
4	計画											
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 60	庁舎のあり方の検討									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組								
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」								
	小	5	庁舎機能の充実								
所管課	総務部 管財課										
現状 と 課題	本庁舎は、昭和38年(1963年)の建設から55年が経過しており、耐震補強工事を実施済みであるが、老朽化等が進行しているため、今後建て替えを含めた庁舎のあり方を検討する必要がある。そのため、平成29年(2017年)12月に「庁舎のあり方に関する検討」報告書及び「一定の方針案」の公表を行った。 今後、市民の意見を十分に聴き、市民の利便性向上や市民ニーズに応えられる機能を有した庁舎のあり方をさらに検討していくことが求められる。										
取組 内容	1 市民の意見を聴く「市民懇話会」等の開催によるあり方の検討 2 「庁舎のあり方に関する方針」の策定 3 検討及び策定状況の公表、ホームページでの情報発信 4 事務の効率化を含めた庁舎の規模や機能の検討 5 基本構想の策定*										
達成 目標	庁舎のあり方に関する方針の策定										
効果	「庁舎のあり方に関する方針」への市民ニーズや意見の反映										
指標					現状		中間年度		最終年度		
ホームページでの情報発信(年間)				目標 値	—		2回以上		—		
実施スケジュール				平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)			
1 「市民懇話会」等の開催 によるあり方の検討	計画										
2 「庁舎のあり方に関する 方針」の策定	計画										
3 検討及び策定状況の公 表	計画										
4 事務の効率化を含めた庁 舎の規模や機能の検討	計画										
5 基本構想の策定	計画										
備考	* 「庁舎のあり方に関する方針」を策定する際に、「庁舎の建て替え」を選択した場合には、令和3年度(2021年度)から基本構想を策定予定。										

項目 名称	No. 61	本庁舎～第四庁舎・総合支所の設備等の計画的な改修の実施										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	5	庁舎機能の充実									
所管課	総務部 管財課											
現状 と 課題	本庁舎～第四庁舎や総合支所は、築年数の経過により、設備等の老朽化や組織の改編等による狭隘化により、業務等に支障を及ぼす状況になってきており、計画的な改修を行う必要がある。 そのため改修スケジュールを毎年度見直し、修繕状況を反映した更新を行う。											
取組 内容	1 本庁舎～第四庁舎、各総合支所の改修スケジュールの更新 2 本庁舎～第四庁舎、各総合支所の改修スケジュールに基づいた設備等改修工事の実施											
達成 目標	計画的な改修工事の実施											
効果	市民サービスの向上や執務環境の改善											
指標					現状		中間年度		最終年度			
改修スケジュール(平成30年度(2018年度)～令和4年度(2022年度))に基づいた工事の進捗率				目標 値	－		50%		100%			
			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
本庁舎～第四庁舎、各総合支所の改修スケジュールの更新			計画									
本庁舎～第四庁舎、各総合支所の設備等改修工事の実施			計画									
3			計画									
4			計画									
5			計画									
備考												

項目 名称	No. 62		地域センターの設備等の計画的な改修の実施									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	5	庁舎機能の充実									
所管課	総務部 管財課											
現状 と 課題	地域センターは、築年数の経過による設備等の老朽化や窓口スペース及び執務室の狭隘化が進行してきている。現在は、故障が出るたびに修繕している状況だが、今後は計画的な改修を行う必要がある。 そのため、新たに改修スケジュール（修繕箇所及び時期の決定、設計等の実施）の作成に取り組む必要がある。											
取組 内容	1 地域センターの設備等改修スケジュールの作成 2 地域センターの設備等の設計の実施 3 地域センターの設備等改修工事の実施 4 地域センターの改修スケジュールの更新											
達成 目標	計画的な改修工事の実施											
効果	市民サービスの向上や執務環境の改善											
指標					現状		中間年度		最終年度			
改修スケジュール（令和2年度（2020年度）～令和4年度（2022年度））に基づいた工事の進捗率				目標 値	－		40%		100%			
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		令和2年度 （2020年度）		令和3年度 （2021年度）		令和4年度 （2022年度）	
1 地域センターの改修スケジュールの策定	計画											
2 地域センターの設備等の設計の実施	計画											
3 地域センターの設備等改修工事の実施	計画											
4 地域センターの改修スケジュールの更新	計画											
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 63		人事評価制度の円滑な実施									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立									
	小	1	課題解決に向け行動する職員の育成									
所管課	総務部 人事課											
現状 と 課題	平成10年度(1998年度)から試行した人事考課制度については、考課結果を昇任や人事異動の参考として活用してきた。このような中、平成26年(2014年)5月の地方公務員法改正により、地方公共団体における人事評価制度の実施とその結果に基づく人事管理の徹底が義務付けられたことにより、平成28年(2016年)4月から、全ての職員を対象に人事評価を実施しているところである。 今後は、制度に対する信頼性や納得性、評価者による評価の誤差を少なくするための仕組みづくりなど、人事評価制度の浸透をいかに図るかが課題である。											
取組 内容	「目標管理を活用した人事評価制度」の精度をより向上させるとともに、「能力及び実績に基づく人事管理」に対応するため、評価方法及び評価結果の活用方法についての検討を行う。 1 評価結果の分析 2 評価方法の検証 3 評価者及び被評価者研修の実施 4 職員アンケート等の実施											
達成 目標	制度に対する信頼度、納得度の向上											
効果	・職員個々の能力や実績等を把握することで、適材適所の人事配置や組織の活性化が期待できる ・職員の業務遂行意欲が向上し、併せて業務能率も向上する ・市民の期待に応えられる職員を育成し、組織力を向上させることで、市民サービスの向上に資することができる											
指標					現状		中間年度		最終年度			
				目標 値								
実施スケジュール				平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)				
1 評価結果の分析	計画											
2 評価方法の検証	計画											
3 評価者及び被評価者研修の実施	計画											
4 職員アンケート等の実施	計画											
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 64		職員採用試験制度の見直し									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立									
	小	1	課題解決に向け行動する職員の育成									
所管課	総務部 人事課											
現状 と 課題	職員採用制度の見直しに取り組み、平成22年度(2010年度)から二次試験制を三次試験制に見直した。 職員採用にあつては、知識偏重ではなく人物面を重視し、変化の時代を乗り切ることができる人材の採用に努め、より多くの希望者が受験できる環境の整備を行うことなどにより、意欲ある優秀な人材を確保することが求められている。また、専門的な知識や技術を必要とする職等についても、適切な判断や対応ができる優秀な人材の確保が求められている。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大により採用試験運営方法等にも影響を及ぼしている。今後、社会情勢や他自治体の動向を注視つつ、試験方法の見直しについて柔軟に対応していく必要がある。											
取組 内容	1 試験方法の見直し 2 試験日程の見直し 3 試験運営方法の見直し(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策含む)											
達成 目標	人物を重視した採用試験の継続											
効果	・高度化、複雑化する市民ニーズに対応できる意欲ある優秀な人材の確保 ・適材適所の人事配置の充実											
指標					現状		中間年度		最終年度			
			目標 値									
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 試験方法の見直し		計画										
2 試験日程の見直し		計画										
3 試験運営方法の見直し (新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策含む)		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 65	能力と意欲をもち行動する人材（職員）の育成										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立									
	小	1	課題解決に向け行動する職員の育成									
所管課	総務部 人事課											
現状 と 課題	階層別の「基本研修」、特定分野の能力を養成する「特別研修」、研修機関への「派遣研修」を実施し、必要とされる能力の開発、資質向上の研修を実施してきた。 職員が積極的に研修を受講する意欲の醸成や自己学習への支援の他、受講しやすい環境の整備も進める必要がある。また、組織全体のレベルアップのため職場研修を活性化するとともに、個別の研修効果検証や職員のニーズの把握により、研修体系や実施科目の見直しを行う必要がある。											
取組 内容	1 研修のふりかえりアンケート等の実施 2 研修内容の見直し、新規研修の検討 3 自己啓発の推進や職場研修活性化への取り組み											
達成 目標	能力と意欲をもち行動する人材（職員）の育成											
効果	職場の活性化、職員の資質向上											
指標			現状		中間年度		最終年度					
1 基本研修及び特別研修のふりかえりアンケートの有益率*1 2 経営を意識した人材育成に関する研修内容の実践率*2			目標値		98.2% (2016年度) —		98% 60%		98% 60%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	研修のふりかえりアンケート等の実施	計画										
2	研修内容の見直し、新規研修の検討	計画										
3	自己啓発の推進や職場研修活性化への取り組み	計画										
4		計画										
5		計画										
備考			*1 有益率 アンケートの問「職務への有益性」について、「大いに役立つ」及び「ある程度役立つ」と回答した受講生の割合。 *2 実践率 研修受講一定期間後に、業務において研修内容を「実践した」「一部、実践した」と回答した受講生の割合。									

項目 名称	No. 66		女性職員の活躍推進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立									
	小	1	課題解決に向け行動する職員の育成									
所管課	総務部 人事課											
現状 と 課題	本市では、これまで、適材適所、能力主義の原則に基づいて、人事評価制度等を参考に、登用及び職員配置を進めている。すべての職員が自身の能力を十分に発揮できるよう努めてきたが、女性職員の管理職 ^{*1} への登用率が、全国市町村の平均に比べ、低い状況にある。 複雑多様化する市民ニーズに的確に応えるための政策を立案・実行していくことが求められる中、すべての職員が、性別に関係なく公平に育成・評価・処遇され、能力を最大限に発揮できる活力ある職場づくりが必要である。											
取組 内容	1 宮崎市女性職員の活躍推進プラン ^{*2} の実施 2 宮崎市女性職員の活躍推進プランの検証及び新たなプランの検討											
達成 目標	管理職への女性登用率の増加											
効果	政策方針決定過程への女性職員の参画拡大											
指標						現状		中間年度		最終年度		
女性管理職の登用率					目標 値	11.40%		13.60%		15.00% (2021年度)		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 宮崎市女性職員の活躍 推進プランの実施	計画											
2 宮崎市女性職員の活躍 推進プランの検証及び新 たなプランの検討	計画											
3	計画											
4	計画											
5	計画											
備考		^{*1} 管理職 課長級以上の職員。 ^{*2} 宮崎市女性職員の活躍推進プラン 女性管理職登用率の向上を目指して、平成24年(2012年)3月に策定。計画期間は平成24年度(2012年度)～令和3年度(2021年度)(10か年)。										

項目 名称	No. 67		感染症危機管理体制の充実・強化のための職員研修の推進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立									
	小	1	課題解決に向け行動する職員の育成									
所管課	健康管理部 健康支援課											
現状 と 課題	新型インフルエンザをはじめとする重大な感染症の患者が発生した場合などに備えて、保健所の全職員が対応できるよう、感染症危機管理体制に関する研修などを実施している。職務の都合上、研修などに参加できない職員には、資料を配布し徹底を図っている。 令和元年度(2019年度)後半に発生した新型コロナウイルス感染症の対応については、疫学調査や検体輸送等の業務を迅速に対応できたものの、令和2年(2020年)7月下旬からの第2波では本市でも100名を超える患者が発生し、健康管理部の保健師のみで疫学調査等の患者対応を行うことが難しい状況にあった。											
取組 内容	1 感染症危機管理研修の実施(講話) 2 市保健所における感染症対応体制についての確認 3 感染症発生時の保健所職員の出勤に備えたPPE*着脱訓練の実施 4 健康管理部以外の職員(保健師)に対する新型コロナウイルス感染症疫学調査研修の実施											
達成 目標	感染症危機管理体制の充実、強化											
効果	重大な感染症が発生した場合に、保健所職員が迅速かつ的確に対応することができる											
指標					現状		中間年度		最終年度			
保健所職員の研修への参加率				目標 値	100%		100%		100%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	感染症危機管理研修の 実施(講話)	計画	→		→		→		→		→	
2	市保健所における感染症 対応体制についての確認	計画	→		→		→		→		→	
3	感染症発生時の保健所 職員の出勤に備えたPPE 着脱訓練の実施	計画	→		→		→		→		→	
4	新型コロナウイルス感染 症疫学調査研修の実施	計画					→		→			
5		計画										
備考		* PPE 個人用防護具(ガウン・手袋・マスク・ゴーグル・キャップ・シューズカバー等)。										

項目名称	No. 68	消防職員研修体制の充実											
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組										
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立										
	小	1	課題解決に向け行動する職員の育成										
所管課	消防局 総務課												
現状と課題	平成28年(2016年)の熊本地震、平成29年(2017年)の九州北部豪雨、令和2年(2020年)の熊本豪雨など、近年、大規模な災害が多発し、住民の消防に対する期待はますます高まっている。 そのような中、消防局では団塊世代職員の大量退職の影響により、職員全体の約3分の1が20代といった状況で若年化が進行し、若手職員への技術・知識及び資質の向上が課題となっている。												
取組内容	1 「消防職員研修計画」(現計画)の検証(PDCA*)及び新たな「消防職員研修計画」(新計画)の策定(単年度毎の検証、策定) 2 OJT(職場内研修)の実施 3 「消防局人材育成指針」の改定												
達成目標	消防職員研修計画に基づいた各種研修の実施												
効果	・職員の資質の向上 ・組織力、災害対応力の向上												
指標													
消防局が企画する研修会の年間実施回数										目標値	現状	中間年度	最終年度
											3回	4回	5回
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		
1	現計画の検証及び新計画の策定	計画	→		→		→		→		→		
2	OJT(職場内研修)の実施	計画	→ →		→ →		→ →		→ →		→ →		
3	消防局人材育成指針の改定	計画					→						
4		計画											
5		計画											
備考		* PDCA P(プラン・計画)、D(ドゥ・実行)、C(チェック・評価)、A(アクション・改善)の略。この項目を繰り返すことにより、継続的な業務改善活動を推進する手法。											

項目 名称	No. 69	適正な定員管理の推進と効率的な組織の構築										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立									
	小	2	適正な人員体制と組織の構築									
所管課	総務部 人事課											
現状 と 課題	本市では、事務事業及び組織の積極的見直しや民間事業者の活用等により、着実に職員数の適正化を図ってきており、合併により職員数のピークとなった平成22年(2010年)4月と比較して、平成29年(2017年)4月現在では184人を減員し、2,479人としている。 一方、新たな市民ニーズを敏感にくみ取り、更なる市民サービスの向上を図るためには、必要な分野には相応の人員を配置する必要性があることに加え、職員の心身の健康やワークライフバランスに配慮した職員の配置も求められている。											
取組 内容	1 第八次宮崎市定員適正化計画*に基づき、適正な定員管理を行う 2 効率的で効果的な組織体制を構築する											
達成 目標	第八次宮崎市定員適正化計画に定める数値目標職員数とする											
効果	市民ニーズに適応できる効率的な事務執行体制となる											
指標						現状		中間年度		最終年度		
第八次宮崎市定員適正化計画数値目標として別に定める職員数					目標 値	2,491人以下		2,464人		2,461人		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 適正な定員管理		計画										
2 効率的で効果的な事務 執行体制の構築		計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考		* 平成30年(2018年)3月に策定										

項目 名称	No. 70		市民課業務に係る市民サービスの向上									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立									
	小	2	適正な人員体制と組織の構築									
所管課	地域振興部 市民課											
現状 と 課題	今後の証明発行件数の減少(手数料収入の減)が見込まれる中、当該業務に係る運営経費はほぼ変わらないため、財政の健全化が必要となっている。 その一方で、市民課業務全般に係る窓口での待ち時間緩和など、より一層の窓口業務の改善を通して市民サービスの向上も併せて検討・実施していく必要がある。 また、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、待合フロアの密の回避が求められるため、待ち時間の有効活用や来庁者の分散化等の対策が必要となる。											
取組 内容	1 証明発行窓口の再編の検討 2 証明発行窓口の再編の実施 3 証明書のコンビニ交付増に向けた更なる周知・広報の実施 4 窓口業務改善の取組を研究・検討・実施 5 新型コロナウイルス感染症予防対策の研究・実施											
達成 目標	・窓口業務の財政健全化及び市民サービスの向上 ・市民の安心・安全の確保											
効果	・窓口業務に係る経費削減 ・市民の安全性及び利便性の向上 ・事務の効率化及び事務改善											
指標					現状		中間年度		最終年度			
郵便による転出届件数			目 標 値		704件		800件		900件			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 証明発行窓口再編の検討	計画											
2 証明発行窓口再編の実施	計画											
3 証明書のコンビニ交付の更なる周知・広報を実施	計画											
4 窓口業務改善のための取組を研究・検討・実施	計画											
5 新型コロナウイルス感染症予防対策の研究・実施	計画											
備考												

項目 名称	No. 71	エコクリーンプラザみやぎの運営効率化										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	2	投資の厳選による公共施設等の「総量の最適化」と「質の向上」									
	小	3	民間活力を生かした公共施設等の管理運営									
所管課	環境部 環境施設課											
現状 と 課題	平成17年11月に開業し、(公財)宮崎県環境整備公社により運営されてきたエコクリーンプラザみやぎは、公社の解散に伴い、令和3年度以降は本市が運営を担う。 これまで「新運営体制への移行に向けた検討」を進めてきたが、これを踏まえ、本市、東諸県および西都児湯地域から排出される一般廃棄物を安定的かつ効率的に処理していくため、運転管理等業務(長期包括委託契約)や指定管理者制度について適正な業務範囲を設定のうえ導入するなど民間活力を活用し、本市の配置職員適正化も含めた効率的な管理運営体制を構築していく。											
取組 内容	1 施設の運転管理等業務(SPC*へ長期包括委託契約)の制度設計および契約事務(公募・選定・契約協議) 2 宮崎市環境学習交流施設における指定管理業務の制度設計および契約事務(公募・選定・契約協議) 3 施設の長期包括委託による適正な運営 4 指定管理者制度による環境学習交流施設の適正な運営											
達成 目標	エコクリーンプラザみやぎ(環境学習交流施設を含む)における管理運営の効率化および適正化											
効果	エコクリーンプラザみやぎ(環境学習交流施設を含む)の管理運営に係る本市負担の縮減											
指標						現状		中間年度		最終年度		
					目標 値							
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 運転管理等業務の制度設計および契約事務(公募・選定・契約協議)	計画					→						
2 指定管理業務の制度設計および契約事務(公募・選定・契約協議)	計画					→						
3 施設の長期包括委託による適正な運営	計画							→				
4 指定管理者制度による環境学習交流施設の適正な運営	計画							→				
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 72	機能的な組織体制の構築										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の構築									
	小	2	適正な人員体制と組織の構築									
所管課	上下水道局 総務課											
現状 と 課題	平成28年度(2016年度)に水道料金の改定を行ったが、水需要は引き続き減少傾向にあるとともに、上下水道施設・設備の老朽化に伴う更新費用や、大規模地震に備える耐震・耐津波化費用も必要になってくると見込まれるなど厳しい経営環境にある。 このため、市民や時代のニーズに的確に対応しながら、効率的な事業運営を行うため、機能的な組織体制の構築に取り組む必要がある。											
取組 内容	1 部課長ヒアリングの実施 2 職員の適正配置と組織の見直し											
達成 目標	機能的な組織体制の構築											
効果	効率的で安定した事業運営											
指標					現状		中間年度		最終年度			
部課長ヒアリングの実施			目標 値		1回		1回以上		1回以上			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 部課長ヒアリング	計画	→		→		→		→		→		
2 職員の適正配置と組織の見直し	計画	→		→		→		→		→		
3	計画											
4	計画											
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 73	宮崎東諸県広域防災センターの充実										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立									
	小	2	適正な人員体制と組織の構築									
所管課	消防局 予防課											
現状 と 課題	近年の予防行政は違反是正の推進など業務量が増加しており、限られた予防要員では対応が難しくなっている。防災センターの環境及び資機材の充実を図り、講習会等の質の向上に努めるとともに、防災センターの業務を拡大するなど市民ニーズへの対応ができる組織体制づくりに取り組んでいく必要がある。											
取組 内容	1 センター職員への計画的な研修の実施 2 自治会や企業等に対して防火防災に関する指導や研修の実施 3 補完的な予防査察や自主防災資機材倉庫の点検など消防OB等を活用した支援体制の充実											
達成 目標	・自治会や企業に対する防火防災に関する指導や研修の実施 ・自主防災資機材倉庫の点検の実施											
効果	・効果的な予防行政の推進 ・地域における防火防災対策の充実											
指標					現状		中間年度		最終年度			
1 訓練指導回数				目 標 値	270回		300回		300回			
2 自主防災資機材倉庫の点検箇所					105箇所		105箇所		105箇所			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 センター職員への計画的な研修の実施	計画	→		→		→		→		→		
2 自治会や企業等に対して防火防災に関する指導や研修の実施	計画	→		→		→		→		→		
3 補完的な予防査察や自主防災資機材倉庫の点検など消防OB等を活用した支援体制の充実	計画	→										
4	計画											
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 74		給与制度の見直し										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組										
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立										
	小	3	給与制度等の見直しと職場環境の整備										
所管課	総務部 人事課												
現状 と 課題	これまで、国、県及び地方公共団体の動向等を踏まえ、各団体との均衡を考慮しながら、職員の給与制度の見直しに努めてきた。												
取組 内容	1 国、県及び他の地方公共団体の動向等を踏まえ、各団体との均衡を考慮した給与制度の見直し												
達成 目標	給与制度の適正化												
効果	市民の納得と理解が得られる給与水準の確保												
指標						現状		中間年度		最終年度			
給与制度について調査研究の実施(国及び県内の状況把握)					目標 値	1回		1回		1回			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		
1	給与制度の見直し		計画	→		→		→		→		→	
2			計画										
3			計画										
4			計画										
5			計画										
備考													

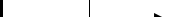
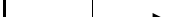
項目 名称	No. 75		勤務条件の見直し									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立									
	小	3	給与制度等の見直しと職場環境の整備									
所管課	総務部 人事課											
現状 と 課題	これまでも、国、県及び他の地方公共団体の動向等を踏まえ、各団体との均衡を考慮しながら休暇制度等職員の勤務条件の見直しに努めてきた。今後も、市民の理解が得られる勤務条件とするため、不断の見直しを行う必要がある。											
取組 内容	1 国、県及び他の地方公共団体の動向等を踏まえ、各団体との均衡を考慮した勤務条件の見直し											
達成 目標	必要に応じた勤務条件の見直し											
効果	公務能率の向上											
指標					現状		中間年度		最終年度			
勤務条件についての調査研究の実施				目 標 値	1回		1回		1回			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 勤務条件の見直し		計画	→		→		→		→		→	
2		計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 76		被服貸与の見直し									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立									
	小	3	給与制度等の見直しと職場環境の整備									
所管課	総務部 人事課											
現状 と 課題	職員に対して、その業務の内容等を考慮して、宮崎市職員の被服貸与に関する規則に基づき被服を貸与している。貸与する被服品目については、業務内容等の変化に的確に対応して見直しを行う必要がある。また、貸与期間についても、被服の使用状況や品質の向上等を考慮して見直しを行う必要がある。											
取組 内容	職員の被服の使用状況や貸与希望の調査を実施し、業務の内容、消耗度等を考慮の上、貸与する品目や期間の見直しを行う。 1 被服貸与の希望調査の実施 2 貸与品目・期間の見直し											
達成 目標	被服貸与の適正な運用											
効果	経費の節減及び職員の安全性の向上											
指標						現状		中間年度		最終年度		
職員の被服貸与希望調査の実施					目標 値	年1回		年1回		年1回		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 被服貸与希望調査の実施		計画	→		→		→		→		→	
2 貸与品目・期間の見直し		計画	→		→		→		→		→	
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 77	内部統制の推進										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立									
	小	4	内部統制の充実・強化									
所管課	企画財政部 行政経営課											
現状 と 課題	毎年度の監査指摘事項や文書の誤送付や個人情報の漏えい事案、平成30年度には国の交付金申請に関する不適切な事務処理事案も発生しており、市政への信頼回復のために、全職員が一丸となって具体的な行動を取組として示す必要がある。 そのような中、平成29年の地方自治法改正により、令和2年(2020年)4月1日から都道府県知事と指定都市の市長は財務に関する事務等について、「内部統制に関する方針」を策定し、これに基づいて必要な体制を整備しなければならないとされ、指定都市以外の市町村長はこれらは努力義務とされている。 しかしながら、本市においては、ガバナンスの強化を図るため、また、市民の信頼に足るサービスを提供するために、指定都市と同様に地方自治法に基づく「内部統制制度」を導入した。											
取組 内容	令和2年(2020年)4月1日施行の改正地方自治法に基づく「内部統制制度」導入に関する取組 1 「内部統制に関する方針」の策定・公表 2 内部統制体制の整備*(事務におけるリスクの洗い出し、リスクの評価、リスク対応策の策定) 3 内部統制体制の確実な運用 4 内部統制体制整備・運用に関する評価 5 内部統制評価報告書の作成、監査委員の審査に付し、議会へ提出											
達成 目標	・地方自治法に基づく内部統制制度の円滑な導入 ・内部統制体制の整備と確実な運用 ・内部統制評価報告書の作成、議会への提出											
効果	・事務処理誤り、不適切な事務処理及び監査指摘事項等の減少 ・事務の見直しによる、事務の効率化の推進											
指標			現状		中間年度		最終年度					
1 事務処理誤り件数の減少		目標 値	12件 (2016年度)		0件		0件					
2 監査指摘事項の削減率(2016年度対比)					25%削減		50%削減					
実施スケジュール		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)						
1 内部統制に関する方針の 策定・公表	計画		→									
2 内部統制体制の整備	計画		→	→	→	→	→	→				
3 内部統制体制の確実な 運用	計画			→	→	→	→	→				
4 内部統制体制の整備・運 用に関する評価	計画				→	→	→	→				
5 内部統制評価報告書の 作成、監査委員の審査、 議会への提出	計画					→	→	→				
備考	*内部統制体制の整備 内部統制に関する方針に基づき、全庁的な体制を整備しつつ、組織内の全ての部署において、リスクに対応するために規則・規程・マニュアル等を策定し、それらを実際の業務に運用すること。											

項目 名称	No. 78	行政不服審査制度の適正な運用										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立									
	小	4	内部統制の充実・強化									
所管課	総務部 総務法制課											
現状 と 課題	平成28年度(2016年度)に改正行政不服審査法が全面的に施行され、不服申立ての手続が審査請求に一元化されるとともに、第三者機関への諮問手続等が導入された。 審査請求制度の適正な運用を図るため、第三者機関として設置した宮崎市行政不服審査会の適時・適切な運営を行うとともに、引き続き市民等への制度の周知等に努める必要がある。											
取組 内容	1 第三者機関(宮崎市行政不服審査会)の適時・適切な運営 2 住民に対する制度の周知及び処理状況の公表											
達成 目標	行政不服審査法に基づく適正な対応											
効果	審理の公正性・透明性の向上											
指標					現状		中間年度		最終年度			
制度周知や処理状況の公表(ホームページの更新回数)				目標 値	年1回		年1回		年1回			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 第三者機関の適時・適切な運営	計画											
2 住民への制度の周知及び処理状況の公表	計画											
3	計画											
4	計画											
5	計画											
備考												

項目 名称	No. 79		チェック機能の強化									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立									
	小	4	内部統制の充実・強化									
所管課	総務部 人事課											
現状 と 課題	制度等の認識不足のため職員が事務処理を誤ったり、チェック体制の不備により組織的なミスや不祥事が発生しており、市民が不利益を受ける事態や市の事務執行に対する信頼を損なう原因となっている。新たなミスを発生させないために、原因の分析・検討や事務処理における根拠法令、作業手順の確認に加え、報告、連絡、相談などを徹底しミスを起こさない、起こさせない組織風土に向けて取り組む必要がある。											
取組 内容	1 ミスを未然に防ぐための実効性ある実務研修、不適正事例の共有化 2 管理監督者及び職員の意識改革を促す取組											
達成 目標	チェックする能力と体制の強化											
効果	職員としての責任意識と自覚を認識させるとともに、議会・市民からの信頼回復を得られる。											
指標					現状		中間年度		最終年度			
実務研修の実施回数				目標 値	3回		3回		3回			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 ミスを未然に防ぐための 実効性ある実務研修、不適正事例の共有化		計画										
2 管理監督者及び職員の 意識改革を促す取組		計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 80		職員行動指針(宮崎市職員クレド)の普及推進									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の確立									
	小	4	内部統制の充実・強化									
所管課	総務部 人事課											
現状 と 課題	市民ニーズが多種多様化し、事務処理が高度化かつ複雑化している状況にある中、職員間において、市民の立場に立って行政サービスを提供していくことについて、これまで以上に意識や情報の共有を望む声がある。 職員の行動目標を明確にして、職員一人ひとりの働く意欲を向上させ、市民サービスの向上につなげる必要がある。											
取組 内容	1 職員行動指針の配布 2 職員行動指針の周知 3 職員行動指針の検証											
達成 目標	職員行動指針の積極的な利用											
効果	・効率的な事務の遂行 ・市民満足度の向上											
指標					現状		中間年度		最終年度			
新規採用職員研修や会計年度任用職員研修においてクレドカードを配布・説明			目標 値		100%		100%		100%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 職員行動指針の配布		計画										
2 職員行動指針の周知		計画										
3 職員行動指針の検証		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

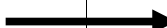
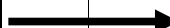
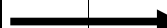
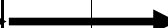
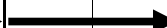
項目 名称	No. 81	監査機能の充実・強化										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	3	職員の資質向上と機能的な組織体制の構築									
	小	4	内部統制の充実・強化									
所管課	監査事務局											
現状 と 課題	地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年(2017年)6月9日に交付され、監査制度の充実強化等を含む改正がなされた。 監査の充実強化に向けて、監査技術の向上を図りつつ監査結果に対する措置の状況等を確認するなど、監査制度を有効に機能させ、市民の信頼確保につなげる必要がある。 このような中、令和2年(2020年)4月に「宮崎市監査基準」を施行し、令和3年(2021年)から監査委員が内部統制評価報告書の審査を行うこととなる。											
取組 内容	1 毎年度策定する実施計画に基づき内部統制に依拠した監査等の円滑かつ適切な実施 2 監査等における指摘事項への改善措置状況通知の要求と勧告制度を活用した重大な事案に関する改善 3 管理職や職員の研修会等における指摘事項等と防止策の情報提供 4 事務局職員の監査技術の向上を図るための研修等への計画的な参加											
達成 目標	監査指摘事項に対する措置状況の向上											
効果	監査の実効性の確保											
指標					現状		中間年度		最終年度			
各年度の指摘件数に対する措置件数の割合*			目 標 値		85%		90%		95%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 実施計画に基づいた円滑かつ適切な監査等の実施	計画											
2 監査指摘事項に対する措置状況通知の要求	計画											
3 研修会等による指摘事項等の周知	計画											
4 事務局職員の研修等への参加	計画											
5	計画											
備考	* 指標の数値の算定 〔(指摘及び意見の総数)－(未処置の件数)]／(指摘及び意見の総数)×100											

項目 名称	No. 82	マイナンバー制度を活用したサービス向上の検討										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実									
	小	1	マイナンバー制度を活用した市民の利便性の向上									
所管課	総務部 情報政策課											
現状 と 課題	マイナンバー制度の本格運用に伴い、マイナンバーカードのマイキー部分（公的個人認証と空き領域）を活用した、市民生活の利便性の向上につながる取組について、コストと効果を勘案しながら導入を検討する必要がある。											
取組 内容	1 マイナンバーカード機能を活用した、市民生活の利便性向上につながる取組の検討 2 サービス導入に必要な事務体制の構築 3 今後のマイキープラットフォームの進捗状況を見据えた新たなサービスの導入 4 導入したサービスの適切な運用管理											
達成 目標	マイナンバーカードを活用した市民サービスの導入											
効果	市民生活の利便性の向上											
指標					現状		中間年度		最終年度			
				目標 値								
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		令和2年度 （2020年度）		令和3年度 （2021年度）		令和4年度 （2022年度）	
1	マイナンバーカード機能 を活用した取組の検討	計画	→									
2	サービス導入に必要な事 務体制の構築	計画	→									
3	マイキープラットフォーム の進捗を見据えた新たな サービスの導入	計画			→							
4	サービスの運用管理*1	計画					→					
5		計画										
備考		事務構築及び運用管理については、国のプラットフォームの進捗状況により変動する。										

項目 名称	No. 83		マイナンバー制度を活用するための効率的なシステム運用										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組										
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実										
	小	1	マイナンバー制度を活用した市民の利便性の向上										
所管課	総務部 情報政策課												
現状 と 課題	マイナンバー制度の本格運用に伴い、税や社会保障等に関する情報について、他機関へ情報照会を行ったり、逆に他機関へ情報提供を行うこととなる。また、マイナポータル(子育てワンストップサービス等)を活用して、市民が電子的に各種申請を行うことも可能となる。 これにより、市民が提出する書類が削減されたり、市民が市役所へ足を運ぶ必要がなくなり、市民の利便性向上に寄与するものと考えられる。												
取組 内容	1 国や他自治体の情報収集、関係課への速やかな情報提供 2 国のスケジュールに基づく情報照会・提供に関するシステム改修の適切な実施 3 マイナポータル(子育てワンストップサービス等)を活用した電子申請等の適切な運用に向けた所管課の支援												
達成 目標	国の動向に基づき、マイナンバー制度の活用を図る												
効果	市民の利便性向上、マイナンバー制度の市民理解度向上												
指標					現状		中間年度		最終年度				
				目標 値									
実施スケジュール				平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	国・他自治体の情報収集 関係課への情報提供	計画											
2	情報照会・提供に係るシ ステム改修の実施	計画											
3	所管課支援	計画											
4		計画											
5		計画											
備考													

項目 名称	No. 84	マイナンバーカード普及促進のための申請補助強化									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組								
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実								
	小	1	マイナンバー制度を活用した市民の利便性の向上								
所管課	総務部 情報政策課										
現状 と 課題	本市では、住民基本台帳カードが普及しているが、マイナンバーカードへの円滑な移行に至っていない。また、即日交付できた住民基本台帳カードに比べ、マイナンバーカードは、申請から交付まで1ヶ月以上かかり、2度の来庁が必要な場合もあり、申請が面倒で難しいものとの認識がある。現状においては、住民基本台帳カードの有効期間満了に伴うマイナンバーカードへの円滑な切替促進が課題である。										
取組 内容	1 申請相談における写真撮影等、申請書作成の補助 2 タブレットを使用したオンライン申請の補助 3 住民基本台帳カードを提示された際のマイナンバーカードへの切替案内 4 マイナンバーカードの普及促進に向けた広報等の活用 5 申請時来庁方式*など効率的なマイナンバーカードの申請・交付手続きへの取組										
達成 目標	マイナンバーカード申請手続きの積極的な補助										
効果	マイナンバーカードを活用した市民の利便性の向上										
指標					現状		中間年度		最終年度		
				目標 値							
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)				
1	申請相談における写真撮影等、申請書作成の補助	計画									
2	タブレットを使用したオンライン申請の補助	計画									
3	住民基本台帳カードを提示された際のマイナンバーカードへの切替案内	計画									
4	マイナンバーカードの普及促進に向けた広報等の活用	計画									
5	効率的なマイナンバーカードの申請・交付手続きの拡大	計画									
備考		* 申請時来庁方式 申請者が来庁、申請手続きを行った後、マイナンバーカードを本人限定受取郵便で受け取る方法。1度の来庁で済むが、通知カードや住民基本台帳カードを同時に回収するため、カードが使用できない時期が生じる。									

項目 名称	No. 85	スマート自治体に向けた業務効率化の推進										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実									
	小	2	ICTを活用した業務の効率化									
所管課	総務部 情報政策課											
現状 と 課題	人口減少が深刻化しても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持できるようにするためには、ICT ^{*1} の活用により業務の効率化を進め、職員でなければできない、企画立案や市民サービスの向上に注力できる環境を作る必要がある。 また、令和元年度末以降においては、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」に対応するため、オンライン手続きの導入や、リモートワーク環境整備などのデジタル化の推進に向けた検討等が必要となっている。											
取組 内容	1 オンライン手続きの検討・導入・推進 2 AI ^{*2} ・RPA ^{*3} 等のICT活用検討・導入・推進 3 システム標準化の検討 4 リモートワーク環境整備の検討・導入											
達成 目標	事務作業時間の短縮、移動時間など人的コストの縮減											
効果	コスト縮減、環境保護											
指標						現状		中間年度		最終年度		
					目標 値							
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	オンライン手続きの検討・ 導入・推進	計画										
2	AI・RPA等のICT活用検 討・導入・推進	計画										
3	システム標準化の検討	計画										
4	リモートワーク環境整備 の検討・導入	計画										
5		計画										
備考		*1 ICT Information and Communication Technologyの略。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。 *2 AI Artificial Intelligenceの略。人工知能。 *3 RPA Robotic Process Automationの略。パソコンで処理している大量のデータ登録やデータの突合などの定型業務を自動化するソフトウェア。										

項目 名称	No. 86	災害時における情報伝達体制の確立										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実									
	小	2	ICTを活用した業務の効率化									
所管課	危機管理部 危機管理課											
現状 と 課題	各種災害による被害の軽減を図るため防災情報の伝達体制の確立を図る。特に、防災メールについては、携帯電話の普及状況に比べ、登録者が伸び悩んでいる。宮崎市防災メールは市民の生命を守る上で有効な手段であり、初期対応には欠かせないものである。そのため、あらゆる機会を通じて広く登録を呼びかけ、防災情報の伝達体制の確立を図る必要がある。											
取組 内容	1 市広報紙やホームページ等への記事掲載によるメール登録の啓発・呼びかけ 2 イベントなど機会を通じた防災メールの有効性の啓発及び登録促進 3 サンシャインFMやケーブルテレビによる速やかな情報伝達 4 防災ラジオの普及促進による情報の多様な提供											
達成 目標	防災メールの登録者数の増加											
効果	住民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動を促し、津波等からの人的被害の軽減を図る											
指標					現状		中間年度		最終年度			
防災メール登録者数			目標 値		30,691人		41,000人		47,000人			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 市広報・ホームページ・各種チラシへの記事掲載、登録の啓発		計画										
2 各種イベント・出前講座等での啓発、登録の促進		計画										
3 速やかな情報伝達		計画										
4 防災ラジオの普及促進		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 87		観光誘客の推進及び市産品の流通拡大並びに移住・定住を推進する情報発信									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実									
	小	3	シティプロモーションによる魅力発信									
所管課	企画財政部 企画政策課											
現状 と 課題	宮崎市東京事務所では、首都圏在住者に向け、在京宮崎市人会や宮崎市プロモーション大使を活用しながら、観光誘客の推進及び市産品の流通拡大並びに移住・定住の促進に向けたシティプロモーションに取り組んでいる。また、平成27年(2015年)12月に開設した「宮崎市移住センター」では、移住・定住を推進するため、本市への移住希望者に対して、相談受付やコーディネート、大都市圏でのセミナーなどの開催のほか、関係者のネットワークを構築による移住後のフォローアップなどきめ細かな相談対応を行っている。今後も、本市の認知向上をはじめ、効果的なプロモーションを行いながら、移住を希望する方、既に移住された方から寄せられる相談に対し、適切な情報提供と丁寧な対応を継続していく必要がある。											
取組 内容	1 在京宮崎市人会を活用した効果的な情報発信 2 宮崎市プロモーション大使を活用した効果的な情報発信 3 移住相談者が求める情報に関する関係機関等からの情報収集 4 移住相談者に対する適切な情報の迅速な提供 5 移住を希望する方々に対する本市の特色や情報の効果的な情報発信及びイベントの実施											
達成 目標	観光誘客の推進及び市産品の流通拡大並びに移住・定住の促進											
効果	本市の認知向上、移住センターが関与した移住者の定住化促進											
指標					現状		中間年度		最終年度			
			目 標 値									
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 在京宮崎市人会を活用した効果的な情報発信	計画											
2 宮崎市プロモーション大使を活用した効果的な情報発信	計画											
3 移住相談者が求める情報に関する情報の収集	計画											
4 移住相談者に対する適切な情報提供	計画											
5 移住を希望する方々への効果的な情報発信、イベント実施	計画											
備考												

項目 名称	No. 88		市内外への効果的な情報発信										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組										
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実										
	小	3	シティプロモーションによる魅力発信										
所管課	観光商工部 観光戦略課												
現状 と 課題	本市が、持続的かつ自立的に発展していくために、市外から「ヒト・モノ・カネ」を呼び込み、地域経済を活性化させる施策や戦略が求められており、そのためには、本市の魅力を効果的に発信し、全国の消費者に「宮崎市に訪れたい」「宮崎市のモノを買いたい」「宮崎市で暮らしたい」と思わせ、行動を喚起させる取組が必要となっている。												
取組 内容	交流人口の増加を図り地域経済を活性化させるため、宮崎市ブランド調査などのデータ根拠に基づき、エリアや趣味、年齢層別などのターゲットを明確にし、既存の観光資源を有効に活用しながら、県外から宮崎を訪れるようなプロモーションに取り組む。 1 観光資源の効果的なプロモーションの実施												
達成 目標	観光資源の効果的なプロモーションの実施												
効果	交流人口の拡大や旅行消費による地域経済の活性化												
指標					現状		中間年度		最終年度				
				目標 値									
実施スケジュール				平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	観光資源の効果的なプロ モーションの実施			計画									
2				計画									
3				計画									
4				計画									
5				計画									
備考													

項目 名称	No. 89	信頼される質の高い広報紙の発行										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実									
	小	4	適切な情報公開と広報・広聴活動による市民と行政の信頼関係の構築									
所管課	企画財政部 秘書課											
現状 と 課題	情報流通量が飛躍的に増加する中、市の施策の目的や課題、実施過程などの情報を確実に提供し、市民に対して十分な説明責任を果たすことが求められており、広報活動を充実させるためには、目的をより明確にした広報に取り組み、その効果を評価・検証する必要がある。											
取組 内容	市民に最も身近な媒体である広報紙は、繰り返し読まれるという紙媒体の特性や認知度の高さから、本市の広報広聴媒体の中心的機能と位置づけ、市民に深く浸透させたい内容や市民ニーズに応じたテーマを広く発信する。 1 コスト削減とわかりやすい紙面構成などのノウハウの獲得を目的とした民間委託による広報紙作成 2 信頼される質の高い広報紙の安定的発行											
達成 目標	広報紙の内容が「おおむね理解できる」と感じる市民の割合の向上											
効果	わかりやすく、信頼できる広報紙として、市の施策の目的や課題、実施過程などの情報を確実に提供することで、市民に対して十分な説明責任を果たすことができる											
指標					現状		中間年度		最終年度			
広報紙の内容が「おおむね理解できる」と感じる市民の割合（市政モニターアンケート）				目標 値	94.1% （2016年度）		95%		95%			
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		令和2年度 （2020年度）		令和3年度 （2021年度）		令和4年度 （2022年度）	
1	民間委託による広報紙作成	計画										
2	信頼される質の高い広報紙の安定的発行	計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 90		市民と行政の信頼関係をつくる意見交換会の開催									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実									
	小	4	適切な情報公開と広報・広聴活動による市民と行政の信頼関係の構築									
所管課	企画財政部 秘書課											
現状 と 課題	社会環境の変化に伴い、市民のニーズやライフスタイルは高度化・多様化しており、市政運営にあたっては、市民の意見にしっかりと耳を傾け、市民の知識やアイデアを活用するなど、市民参画の機会をさらに拡充することが必要となっている。さらに、広聴機能を充実させるためには、市政に対する市民の当事者意識を向上させ、市民と行政がともに考え、動くためのコミュニケーションを図ることが重要となっている。											
取組 内容	行政と市民、事業者が一体となってまちづくりに取り組む機運をさらに高め、誰もが気軽に参画できるような仕組みづくりに取り組み、市民に寄り添った市民サービスを提供することを目指す。 1 まちづくりの方向性などに関する地域住民との意見交換会の開催											
達成 目標	市民サービスに関する満足度を高め、市民と行政の信頼関係をつくる意見交換会の開催											
効果	市政運営に市民の知識やアイデアを活用するなど、市民参画の機会をさらに拡充することができる											
指標					現状		中間年度		最終年度			
ふれあいトークの開催率				目 標 値		100.0%		100.0%		100.0%		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	市長と地域住民によるまちづくりの方向性などに関する意見交換会の開催(ふれあいトーク)	計画										
2		計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

項目 名称	No. 91		情報公開制度の適正・効率的な運用									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実									
	小	4	適切な情報公開と広報・広聴活動による市民と行政の信頼関係の構築									
所管課	総務部 総務法制課											
現状 と 課題	情報公開請求・申出の4割以上を「金額入り設計書*」が占めていることから、情報公開事務に携わる職員の事務量の軽減を図るため、効率的な制度の運用が求められている。 年度：請求件数（内、金額入り設計書） 平成26年度（2014年度）：637件（287件） 平成27年度（2015年度）：860件（471件） 平成28年度（2016年度）：770件（334件） 平成29年度（2017年度）：727件（317件）											
取組 内容	1 「金額入り設計書」の情報公開手続簡略化の検討 2 検討結果に基づいた取組											
達成 目標	情報公開制度の効率的な運用のための検討及び手続簡略化の実施											
効果	市民のニーズに応じた制度の運用											
指標					現状		中間年度		最終年度			
			目標 値									
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		令和2年度 （2020年度）		令和3年度 （2021年度）		令和4年度 （2022年度）	
1 「金額入り設計書」の情報 公開手続簡略化の検討	計画											
2 検討結果に基づいた取組	計画											
3	計画											
4	計画											
5	計画											
備考	* 金額入り設計書 入札にかかわる単価及び金額の記載された設計図書。											

項目 名称	No. 92	個人情報保護制度の適切な運用										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	4	情報化の推進と広報広聴機能の充実									
	小	4	適切な情報公開と広報・広聴活動による市民と行政の信頼関係の構築									
所管課	総務部 総務法制課											
現状 と 課題	改正個人情報保護法及び改正行政機関個人情報保護法が平成29年(2017年)5月に施行され、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報*(匿名加工情報)の仕組の導入等について定められた。本市においても、個人情報の取扱いについて、引き続き適正さを確保するとともに、進展する情報化社会に適応するための取組を進めていく必要がある。											
取組 内容	1 改正個人情報保護法及び改正行政機関個人情報保護法に基づく非識別加工情報の仕組の導入についての調査研究 2 調査研究結果を踏まえた対応 3 住民に対する開示等の実施状況の公表 4 第三者機関(宮崎市個人情報保護審査会)の適時・適切な運営											
達成 目標	個人情報の保護及び適正かつ効果的な利活用											
効果	公正で民主的な市政の推進											
指標					現状		中間年度		最終年度			
実施状況の公表状況(ホームページの更新回数)			目 標 値		年1回		年1回		年1回			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 非識別加工情報の仕組 の導入についての調査研究		計画	→									
2 調査研究結果を踏まえた 対応		計画			→		→		→		→	
3 住民に対する開示等の実 施状況の公表		計画	→		→		→		→		→	
4 第三者機関の適時・適切 な運営		計画	→								→	
5		計画										
備考		* 非識別加工情報 特定の個人を識別できないように個人情報を一部加工し、復元できないようにした情報。個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下で民間で利活用されることにより、新産業の創出や経済活動の活性化等が期待されている。										

宮崎市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の行政改革の推進に資するため、宮崎市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(内容)

第2条 市長は、委員会の委員から次に掲げる事項について、その自由な意見を聴くものとする。

- (1) 行政改革の推進に関する事項
- (2) 行政改革大綱の策定に関する事項
- (3) 行政改革大綱の進行管理に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、各界各層の知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員が互選した者を座長として運営する。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指定した委員が代行する。

3 委員会は、必要に応じて市長が召集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部行政経営課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の健全財政を確立し、行政全般について総合的、効率的運営を図るため、宮崎市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 事務事業の総点検に関すること。
- (2) 組織機構の改善に関すること。
- (3) 歳入の確保及び歳出の効率化・合理化に関すること。
- (4) その他市の行財政全般に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長を、本部員は別表1に定める職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し議長となる。

- 2 本部長が不在のときは、企画財政部の事務を担当する副本部長が職務を代理する。

(幹事会の設置)

第5条 推進本部を補佐し、本部長の指示する事項を検討するため、幹事会をおく。

- 2 幹事会は、別表2に定める職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に会長及び副会長をおき、会長は行政経営課長を、副会長は人事課長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、会長が招集し議長となる。
- 5 会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、企画財政部行政経営課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年6月1日から施行する。
- 2 宮崎市行政改革推進本部設置要綱（昭和57年11月17日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

企画財政部長
総務部長
危機管理部長
税務部長
地域振興部長
環境部長
福祉部長
子ども未来部長
健康管理部長
農政部長
観光商工部長
建設部長
都市整備部長
佐土原総合支所長
田野総合支所長
高岡総合支所長
清武総合支所長
会計管理者
上下水道局長
消防局長
議会事務局長
教育長
教育局長
農業委員会事務局長
監査事務局長
選挙管理委員会事務局長

別表 2

企画政策課長
財政課長
行政経営課長
総務法制課長
人事課長
危機管理課長
納税管理課長
地域コミュニティ課長
環境政策課長
福祉総務課長
子育て支援課長
保健医療課長
農政企画課長
観光戦略課長
土木課長
都市計画課長
佐土原総合支所地域市民福祉課長
田野総合支所地域市民福祉課長
高岡総合支所地域市民福祉課長
清武総合支所地域市民福祉課長
会計課長
上下水道局総務課長
消防局総務課長
議会事務局総務課長
教育委員会事務局企画総務課長
農業委員会事務局次長
監査事務局次長
選挙管理委員会事務局次長